

# 見える化改革報告書

## 「健康安全施策」

---

平成30年10月17日  
福祉保健局

## 1 「見える化」分析の要旨

- ◆ 動物愛護施策は、その変遷の中で、ボランティアを含めた多くの関係者との連携・協力といった新たな領域の取組が加わり、近年、その比重が大きなものとなっている。
- ◆ 一方、動物愛護施策は、狂犬病予防法等の法令に基づき、健康危機から都民を守る取組であるという側面において、食品安全対策や感染症対策等の他の健康安全分野の施策と共通した性格をもっている。
- ◆ 動物愛護施策の分析は、他の健康安全分野の施策の分析を行う上でも参考となるものであり、また、都民の意識醸成や関係者との連携促進を図る上で、重要な視点を提供するものと思われる。
- ◆ これまでの取組の成果を基盤として、最近の動物愛護施策を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、さらに踏み込んだ分析を行い、施策の課題を抽出するとともに、他の自治体の対策や海外での取組例等についても参考としながら、都における課題への対応策を検討していく。

### 【動物愛護施策の概要と施策を取り巻く環境】

#### ① 施策の変遷及び関係者の役割

- ・ 動物に関する施策は、狂犬病などの脅威から都民を守るための安全対策の取組として始まり、その後、動物の愛護と適正な管理に向けた取組へと重心が移っている。
- ・ 都民や事業者、ボランティア等の関係者が連携・協力して、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指した取組を進めている。

## ② 施策を取り巻く環境

- ・ 都内の犬猫の推計頭数は、犬が約55万頭、猫が約117万頭。
- ・ 都は、近隣県や他の大都市圏と比較して、第一種動物取扱業の施設数が際立って多い。
- ・ ボーダーレス化の進行に伴い、海外から狂犬病などの感染症がもたらされるリスクは常に存在。
- ・ 東日本大震災や熊本地震の発生時に、ペットの避難や避難所での取扱いに関わる数多くの課題が発生。

## 2 取組状況と成果

- ・ 啓発行事・講習会や啓発資材の提供等を通じ、多くの方に適正飼養の重要性を伝達
- ・ 飼い主のいない猫対策の推進等により、引取・収容数、致死処分数は大幅に減少しており、犬については殺処分ゼロを達成
- ・ 登録譲渡団体・ボランティアと連携し動物譲渡の取組を展開しており、離乳前子猫や負傷動物の譲渡も開始
- ・ 動物取扱業者数が大幅に増加する中、効率的に監視指導を実施
- ・ 動物の管理等に問題のある事業者には重点的に監視指導を行い、厳格に対応
- ・ 関係行政機関・団体等と連携して、動物由来感染症や災害の発生時における対応体制を構築

### 3 現状と課題の分析

- ・ 都の動物愛護施策について、①適正飼養の啓発と徹底、②致死処分の減少を目指した取組の推進、③動物取扱業の監視指導、④動物に関わる危機管理、の4つの柱に大別して、現状と課題について分析評価

#### 取組Ⅰ 適正飼養の啓発と徹底

- 【現状】
  - ・ ペットを迷惑と感じた経験を持つ人が多数
  - ・ 犬による咬傷事故が年間約300件発生
  - ・ 多頭飼育が問題となる事例も散見
- 【課題】
  - ・ 飼い主への働きかけの機会の拡大、地域での指導的人材の確保
  - ・ 動物への接し方の普及
  - ・ 多頭飼育問題への対応方法の確立

#### 取組Ⅱ 致死処分の減少を目指した取組の推進

- 【現状】
  - ・ 飼い主のいない猫対策が円滑に進まない事例も存在
  - ・ 飼養管理施設(動物愛護相談センター)の老朽化、機能強化が必要
  - ・ ペットと飼い主の高齢化
- 【課題】
  - ・ 飼い主のいない猫対策の定着化
  - ・ 譲渡に適した状態で飼養管理するための環境整備
  - ・ 飼い主を支援するための情報提供の拡充

#### 取組Ⅲ 動物取扱業の監視指導

- 【現状】
  - ・ 動物取扱業者数の増加、業態の多様化、苦情等に伴う監視指導の増加
  - ・ 集中的な監視指導が必要な事例の発生
- 【課題】
  - ・ 業態の多様化に対応した指導、効率的・機動的監視指導体制の確立
  - ・ 苦情・トラブルに繋がるケースの事業者へ周知、自主管理の促進

#### 取組Ⅳ 動物に関わる危機管理

- 【現状】
  - ・ 狂犬病は長期間発生していないが、様々な動物由来感染症が国内各地で発生
  - ・ 災害対策をしている飼い主は4割程度、災害マニュアルを整備する区市町村は少数
- 【課題】
  - ・ 狂犬病発生時の体制の実効性検証、動物由来感染症の実態把握・情報提供
  - ・ 飼い主による災害対策の必要性の理解浸透、区市町村による実効性の高い災害対策の促進

## 4 今後の取組の方向性

### 取組Ⅰ 適正飼養の啓発と徹底

- ・ 事業者と連携した飼い主への啓発
- ・ 東京都版「動物の学校」の実施（飼い主が学ぶ機会の提供、地域で飼い主への啓発を担う人材の養成・供給）
- ・ 子供向け啓発の広範な展開
- ・ 多頭飼育問題への的確な対応

### 取組Ⅱ 致死処分の減少を目指した取組の推進


- ・ 地域における対策の定着・促進（飼い主のいない猫対策）
- ・ 譲渡に向けた飼養管理機能等の向上
- ・ 譲渡活動の連携・協働の拡大（学生サークル等との交流等）
- ・ 飼い主支援のための情報提供の拡充

### 取組Ⅲ 動物取扱業の監視指導

- ・ 苦情要因分析・自主管理の促進
- ・ 業態の多様化に対応した指導
- ・ ICT活用・機動的監視体制の確立

### 取組Ⅳ 動物に関わる危機管理

- ・ 実効性の検証を踏まえた体制強化（狂犬病発生時訓練等による検証）
- ・ 身近な健康危機への適切な対処（獣医師会・大学等と連携した動物由来感染症の調査等）
- ・ 事業者と連携した飼い主への災害対策の啓発
- ・ 災害時のボランティアとの協働拡大

- 
- ◆ 分析を踏まえた取組の方向性に沿って、動物愛護相談センターを中心に施策を推進し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図る。

# 目次

序章	健康安全施策の全体像	6
第1章	動物愛護施策の概要と施策を取り巻く状況	9
第2章	取組状況と成果	21
第3章	現状と課題	39
第4章	今後の取組の方向性	56
参考資料		62

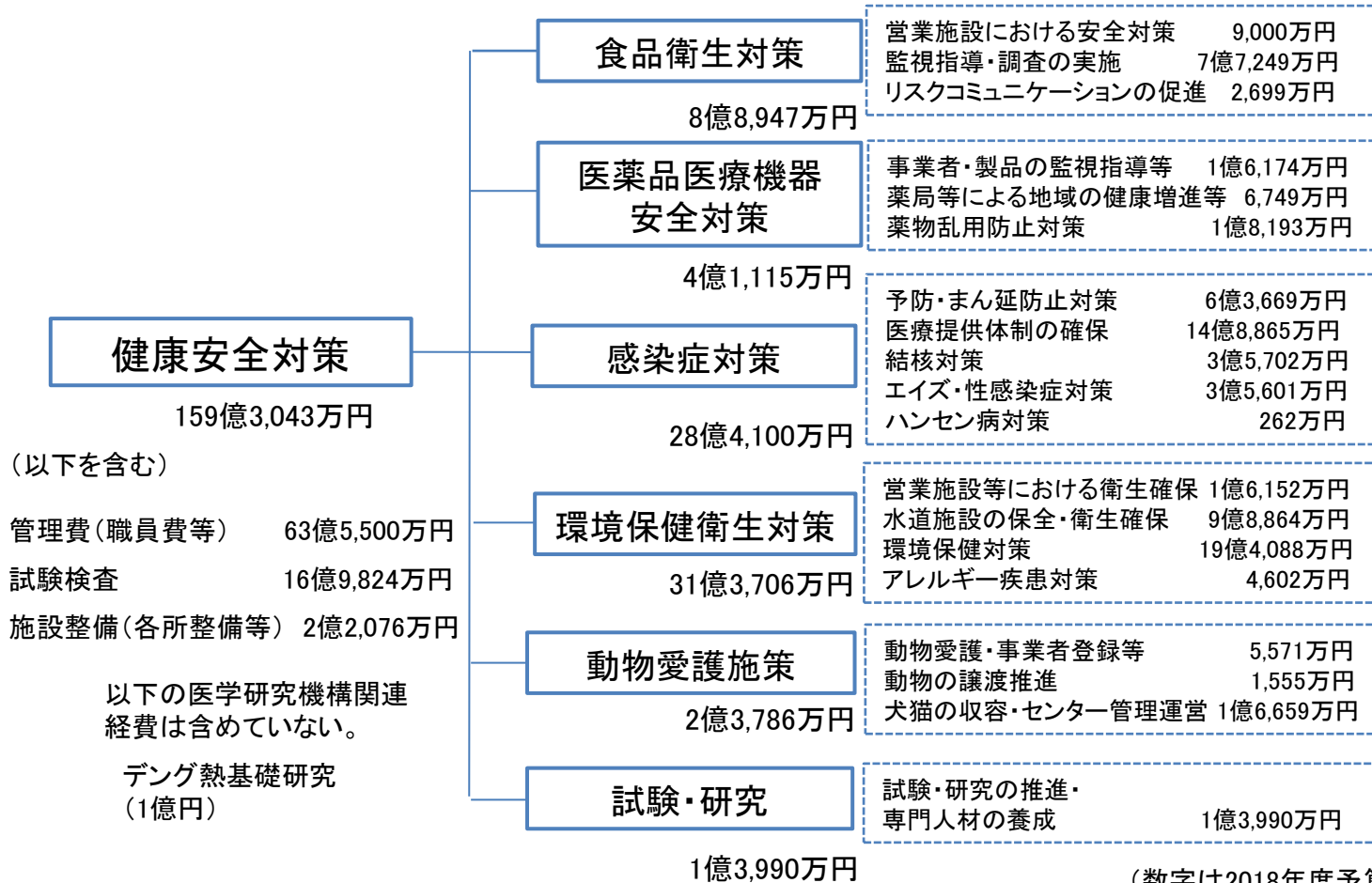
# 序 章 健康安全施策の全体像

# 健康安全施策の体系

健康安全対策分野では、食中毒、医薬品による健康被害、感染症、放射線等の多様な健康危機から都民の生命・健康を守る取組を展開している。

保健医療計画改定の過程において、健康安全施策全体を対象に現状・課題に照らした取組の検討を行っている。

第7次東京都保健医療計画  
第2部 計画の進め方 該当箇所



## 第3章 健康危機管理体制の充実

第1節 健康危機管理の推進(総論)

第4節 食品の安全確保

第3節 医薬品等の安全確保

第2節 感染症対策

第5節 アレルギー疾患対策

第6節 環境保健対策

第7節 生活衛生対策

第8節 動物愛護と管理

(数字は2018年度予算額)



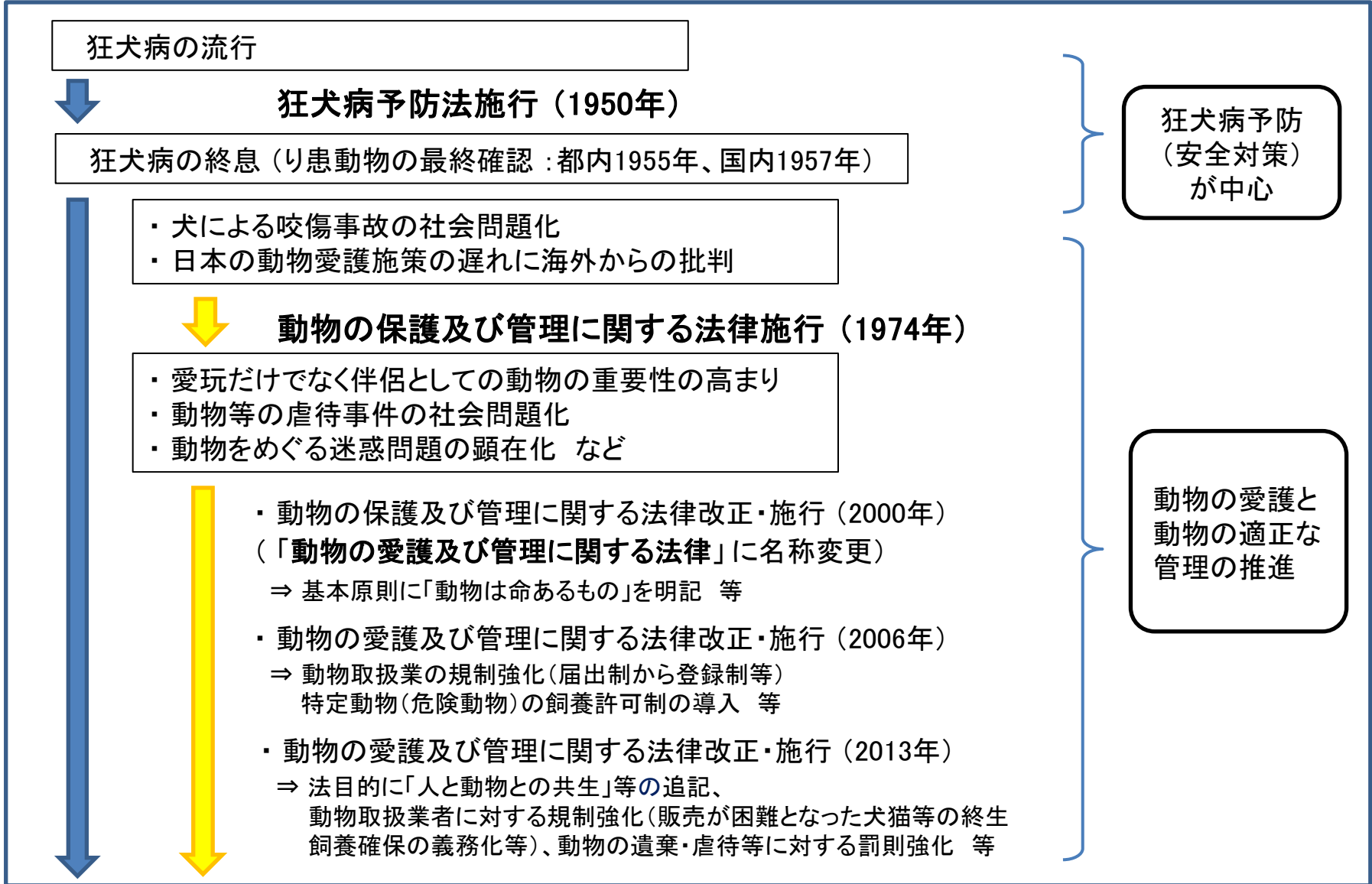
## 動物愛護施策について

- 動物愛護施策は、その変遷の中で、動物愛護精神の普及など都民の意識醸成や、引取・収容した動物の譲渡における動物愛護団体との協力など、ボランティアを含めた多くの関係者との連携・協力といった新たな領域の取組が加わり、近年、その比重が大きなものとなっている。
- また、動物愛護施策は、「2020年に向けた実行プラン」において、「誰もが優しさを感じられるまち」の実現に向けた取組として位置付けられており、殺処分ゼロの実現を目標に掲げている。
- 一方で、動物愛護施策は、狂犬病予防法等の法令に基づき、健康危機から都民を守る取組であるという側面において、食品安全対策や感染症対策等の他の健康安全分野の施策と共通した性格をもっている。
- こうした動物愛護施策について掘り下げた分析を行うことは、健康危機管理対策として共通の性格を有する他の諸施策の分析を行う上でも参考となるものであり、また、都民の意識醸成や関係者との連携促進を図る上で、重要な視点を提供するものと思われるため、以下、動物愛護施策を取り上げ分析を行う。

# 第1章 動物愛護施策の概要と 施策を取り巻く環境

# 動物愛護施策の変遷

動物に関する施策は、狂犬病などの脅威から都民を守るための安全対策の取組として始まった。その後、動物の愛護と適正な管理に向けた取組へと重心が移っている。



## 根拠法令等

現在の動物愛護施策は、動物愛護管理法を中心に、狂犬病予防法等の諸法令に基づき、動物の愛護や動物による危害発生の防止の取組が進められている。

**○ 動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）**

動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

**○ 東京都動物の愛護及び管理に関する条例**

動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、都民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

**○ 狂犬病予防法**

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

**○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

**○ 化製場等に関する法律**

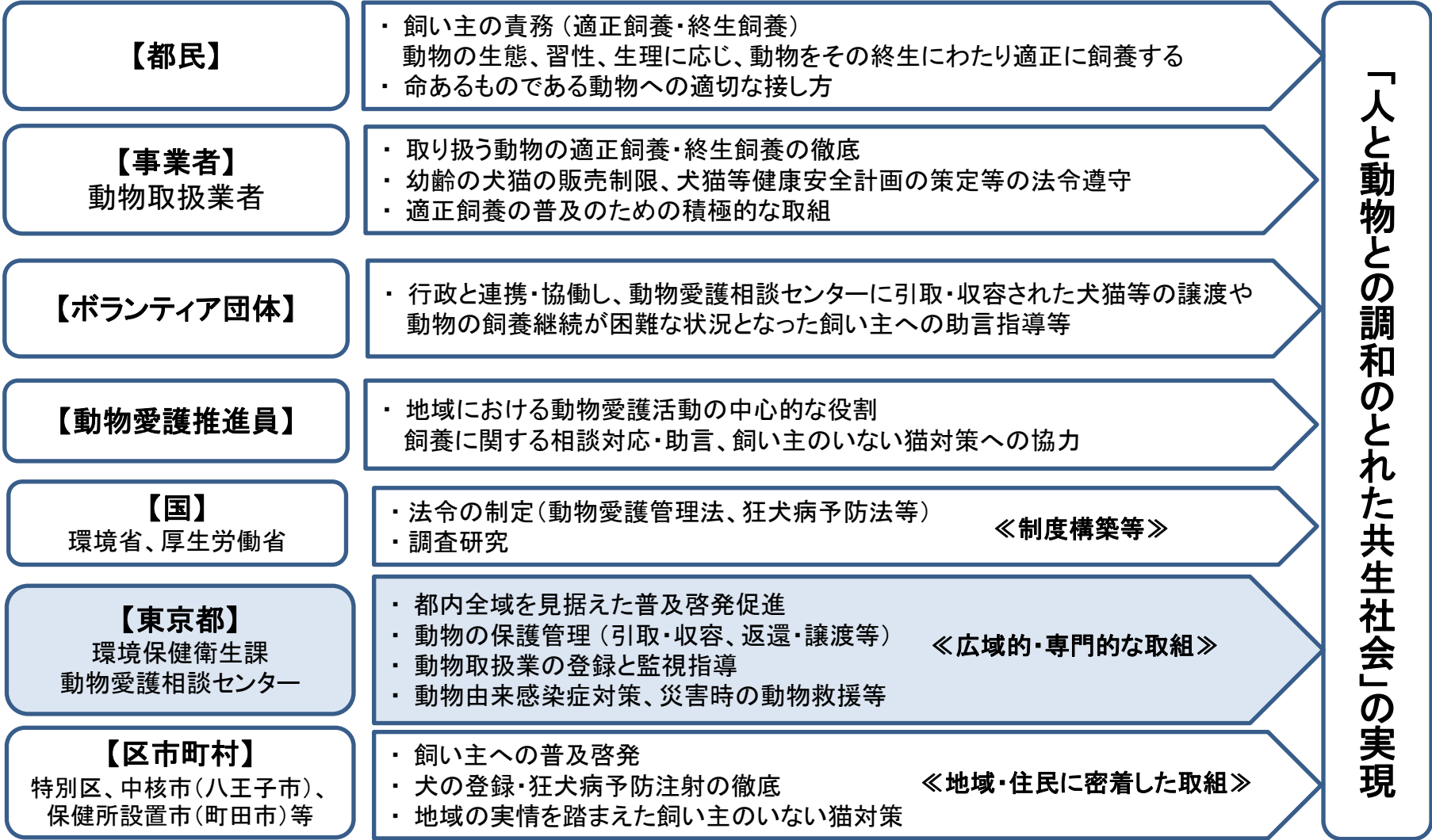
死亡獣畜及び獣畜による衛生上の危害の発生を防止して、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

**○ 化製場等の構造設備の基準等に関する条例**

化製場等に関する法律の規定による化製場等の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準その他必要な事項を定めるものとする。

# 動物愛護施策における関係者の役割

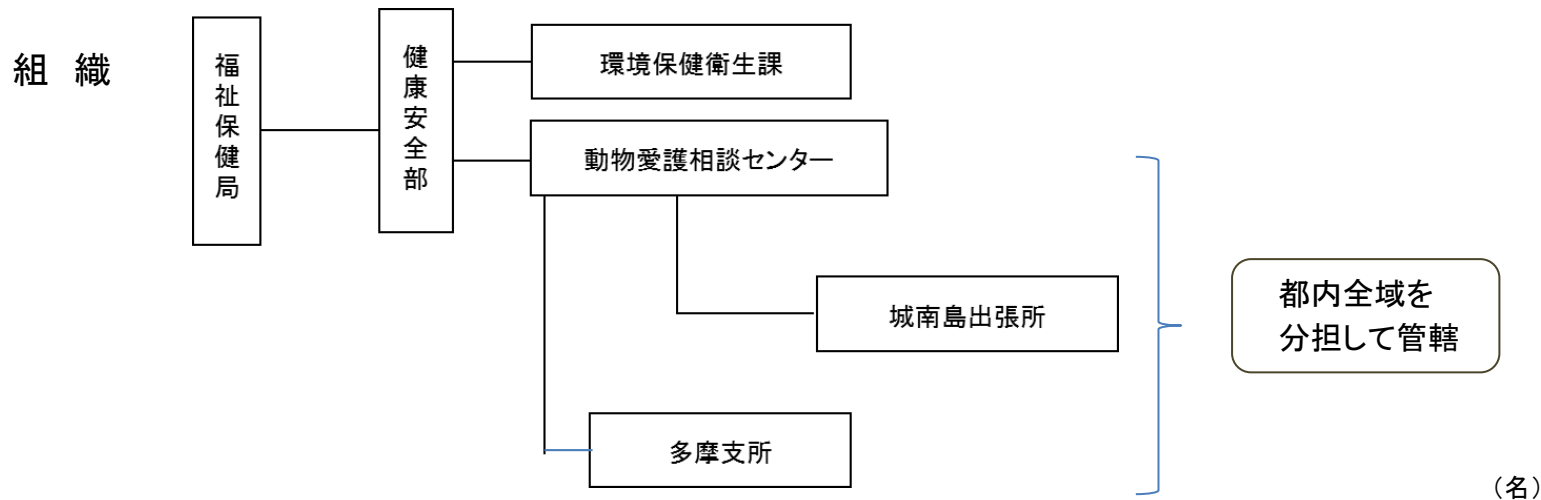
動物愛護施策においては、都民や事業者、ボランティア等の関係者が連携・協力して、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指した取組を進めている。



## 実施体制(組織・人員)

都では、本庁及び動物愛護相談センターに獣医師等を配置し、動物に関する専門知識等を生かして、都内全域を対象とした業務を実施している。

### 【実施体制(組織・人員)】



### 構成人員

(2018年度定数)

	事務	動物監視員 (獣医師)	動物指導員	合計	一般職 非常勤
環境保健衛生課		5		5	
動物愛護相談センター(本所)	4	17	3	24	2
城南島出張所		7	2	9	
多摩支所		14	3	17	2
合計	4	38	8	50	4

(島しょ保健所において獣医師6名兼務)

## 犬猫の飼育状況(都内)

都内の犬猫の推計頭数は、犬が約55万頭、猫が約117万頭（飼育猫 約107万頭、飼い主のいない猫 約10万頭）となっており、多数の犬猫がペットとして飼われている。

## 都内の犬の頭数

## 1 狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数

	2006年度	2011年度	2016年度
総数	43万頭	51万頭	52万頭

出典：衛生行政報告例(厚生労働省)

## 2 飼育実態調査による犬の飼育頭数(推計)

	2006年度	2011年度	2017年度
総数	45万頭	54万頭	55万頭

※アンケート結果をもとに、狂犬病予防法に基づく犬の登録率を算出し、都内における犬の登録数から飼育頭数を推計

## 都内の猫の頭数(推計)

		2006年度	2011年度	2017年度
総数		98万頭	111万頭	117万頭
	飼育猫	83万頭	105万頭	107万頭
	飼い主のいない猫	15万頭	6万頭	10万頭

※アンケートに基づく飼育猫の頭数及び現地調査に基づく屋外猫の頭数から推計

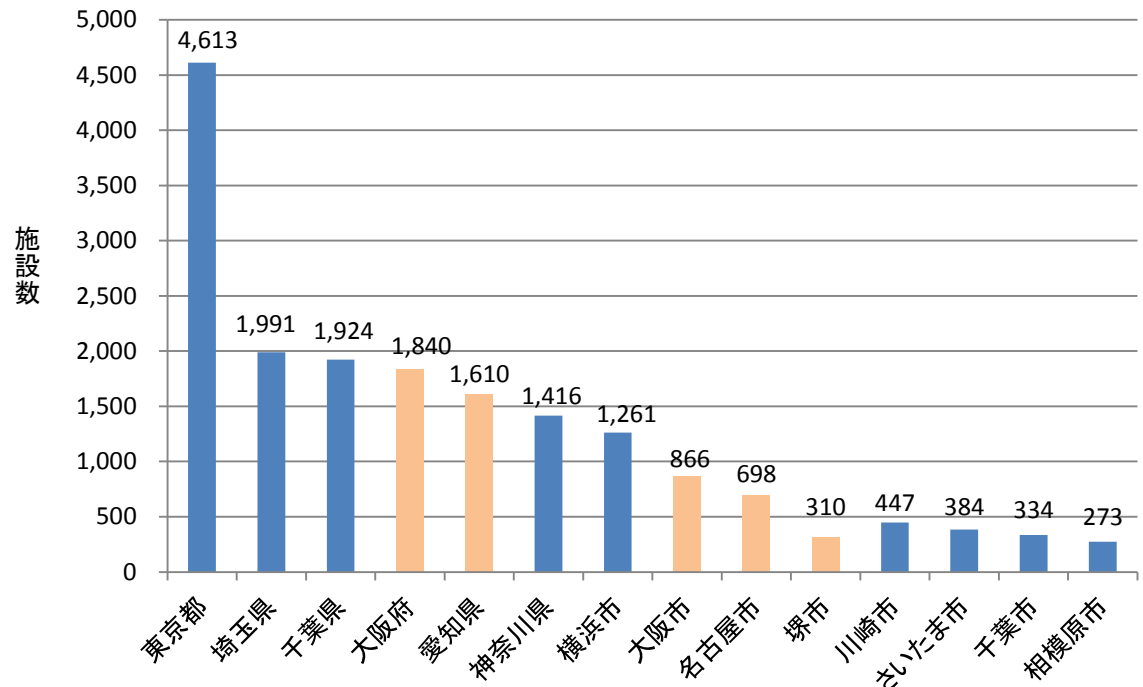
出典：東京都における犬及び猫の飼育実態調査概要(速報)

## 動物取扱業の状況(都内)

都は、近隣県や他の大都市圏と比較して、第一種動物取扱業の施設数が際立って多い。

都及び近隣県等における第一種動物取扱業の施設数の比較(2016年度)

自治体		施設数
都道府県	東京都	4,613
	埼玉県	1,991
	千葉県	1,924
	神奈川県	1,416
	大阪府	1,840
	愛知県	1,610
指定都市	さいたま市	384
	千葉市	334
	横浜市	1,261
	川崎市	447
	相模原市	273
	大阪市	866
	堺市	310
	名古屋市	698



※都府県の施設数には、各都府県内の指定都市管内の施設数は含まない。

出典:動物愛護管理行政事務提要(環境省)

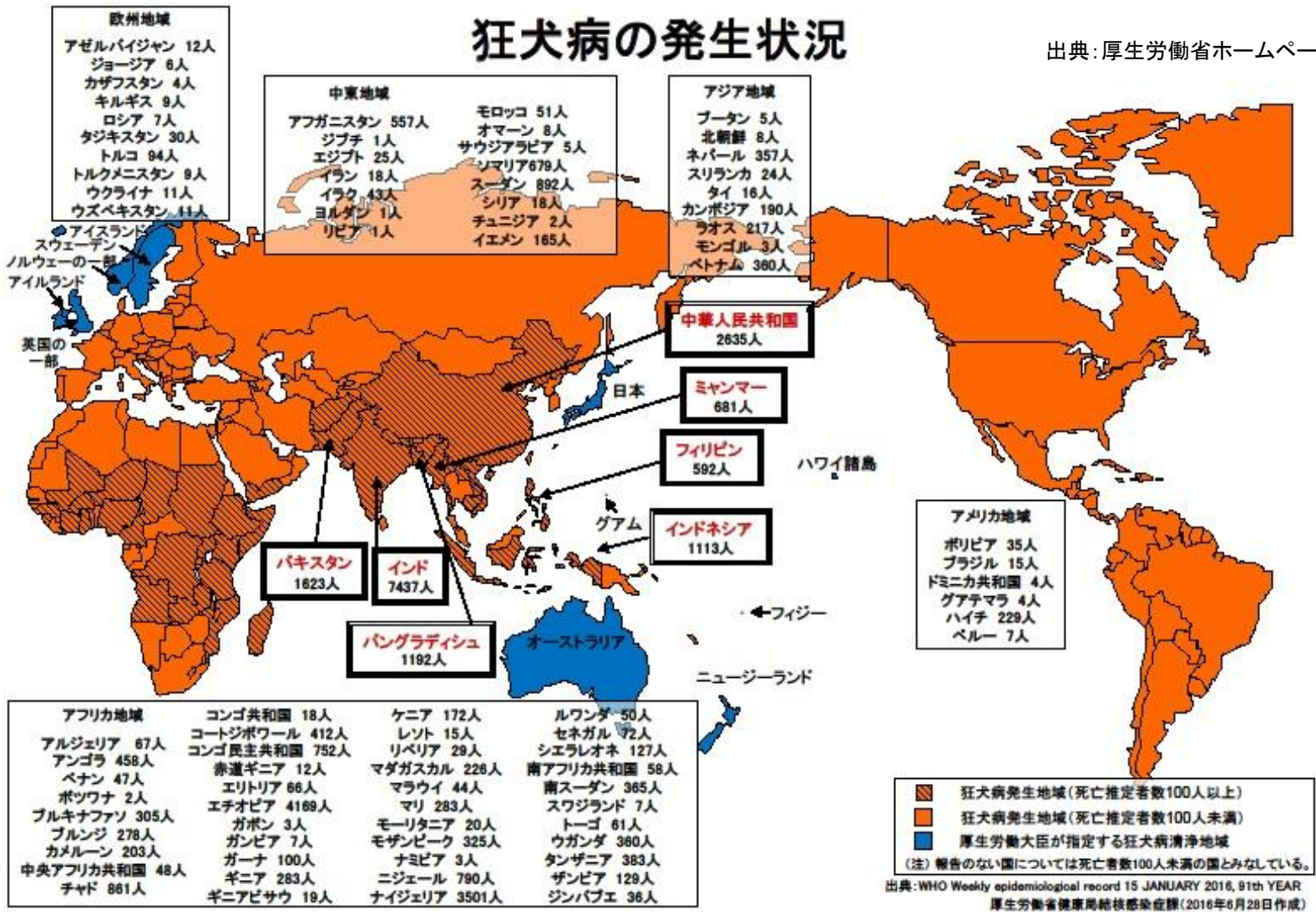


# 海外からの感染症侵入のリスク

狂犬病は日本、英国、オーストラリア、ニュージーランドなど一部の国々を除いて、全世界で発生しており、ボーダーレス化の進行に伴い、海外から狂犬病などの感染症がもたらされるリスクは常に存在している。

## 狂犬病の発生状況

出典: 厚生労働省ホームページ



## 災害時におけるペットの被災・避難

東日本大震災や熊本地震の発生時には、ペットの避難や避難所での取扱いに関わる数多くの課題が生じている。

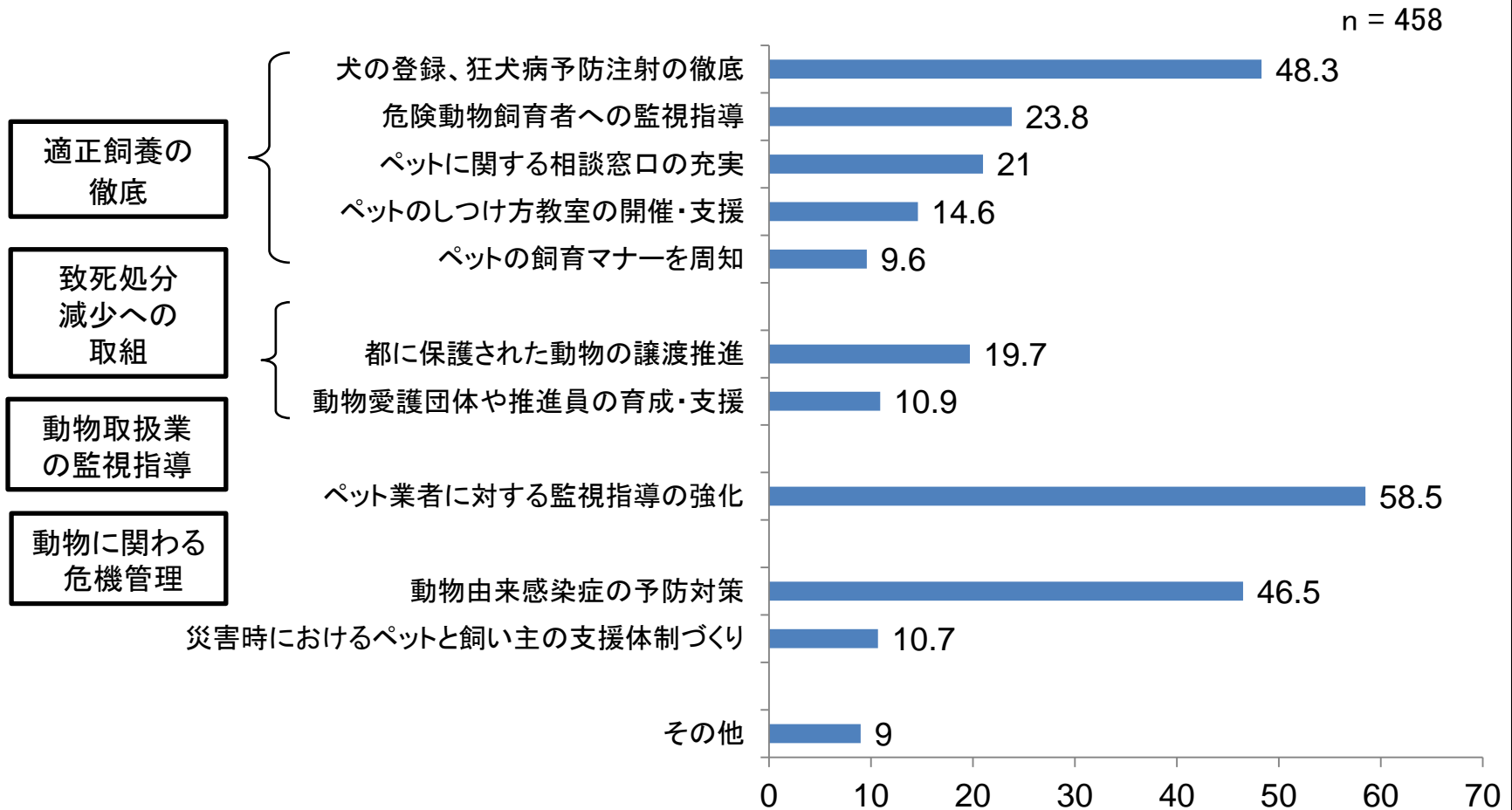
- 大規模な災害時には、多くの被災者が長期にわたり避難生活を送ることになる。この中には、犬や猫などのペットを飼養する被災者もいれば、ペットを飼養しない被災者もいるが、いずれも同じ被災者として、共に災害を乗り越えられることが必要である。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し甚大な被害を及ぼした。発災時に住民は、緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残されたり、飼い主とはぐれたペットが放浪する例が多数生じた。  
また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な人や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。
- 平成28年4月に発生した熊本地震では、かなりの被災者によりペットとの同行避難が実施された。しかし、避難所でのペットの受入れや、ペットの一時預りをはじめ、広域な支援体制や受援のあり方などの面で数多くの課題が指摘された。

出典：人とペットの災害対策ガイドライン(環境省(2018年))より抜粋

## 動物愛護施策に関する都政への要望

都政モニターアンケートでは、適正飼養の徹底、業者への監視指導、動物由来感染症対策を都政に望む意見が多かった。

都政モニター「東京におけるペットの飼育」アンケート 都の施策への要望(3項目まで選択)



出典：平成29年度第4回インターネット都政モニター「東京におけるペットの飼育」アンケート結果

%

## 動物愛護施策の目指すもの

動物を飼う人や動物を取り扱う事業者が増える中、生活環境や安全を確保しつつ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、四つの柱に沿った取組を進めていく必要がある。

飼養頭数の増加  
ペットに関する苦情

動物愛護の推進  
殺処分ゼロの実現

数多くの動物取扱  
業者・施設

動物由来感染症・  
災害への備え

### 取組Ⅰ

適正飼養の  
啓発と徹底

### 取組Ⅱ

致死処分の  
減少を目指した  
取組の推進

### 取組Ⅲ

動物取扱業の  
監視指導

### 取組Ⅳ

動物に関わる  
危機管理

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現

## 動物愛護施策の取組の概要

都では、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、総合的な取組を進めている。

区 分	実 施 内 容
<b>取組Ⅰ</b> 適正飼養の啓発と徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 啓発行事等の開催（動物愛護週間中央行事、都民向け適正飼養講習会）</li> <li>○ 啓発資材の作成・配布（DVD、パンフレット、ポスター、動物愛護読本等）</li> <li>○ 動物愛護推進員の委嘱</li> <li>○ 東京都動物情報サイト（飼い主支援ページ：2018年度新設予定）</li> <li>○ 小学校低学年を対象とした「動物教室」の開催</li> <li>○ 特定動物（ライオン、ワシ、ワニ等）の飼養許可</li> </ul>
<b>取組Ⅱ</b> 致死処分の減少を目指した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村が実施する飼い主のいない猫対策への支援（区市町村包括補助）</li> <li>○ 動物愛護相談センターに引取・収容された動物の飼養管理、新たな飼い主への譲渡</li> <li>○ 動物譲渡促進月間（11月）におけるPRイベントの開催、雑誌への広告掲載</li> <li>○ 東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」による譲渡活動情報等の発信</li> <li>○ 登録譲渡団体・ボランティアと連携した離乳前子猫の育成・譲渡</li> <li>○ 負傷動物の譲渡時の保護具等提供による譲渡促進</li> </ul>
<b>取組Ⅲ</b> 動物取扱業の監視指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物取扱業の登録・監視指導等</li> <li>○ 動物取扱責任者研修の開催</li> </ul>
<b>取組Ⅳ</b> 動物に関わる危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物由来感染症対策（モニタリング調査、動物由来感染症対策検討会等）</li> <li>○ 狂犬病対策（区市町村と連携した犬の予防注射の徹底、発生時対応マニュアル）</li> <li>○ 災害時対応に関する飼い主への普及啓発（啓発資材の作成等）</li> <li>○ 区市町村の災害時への備えの支援（対策事例集配布、物資備蓄等の支援等）</li> </ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物愛護管理審議会</li> <li>○ 学術振興（獣医公衆衛生学術講演会、学術研修等の支援）</li> <li>○ 畜舎の衛生管理（許可、監視指導）</li> </ul>

## 第2章 取組状況と成果

## 取組 I 適正飼養の啓発と徹底

イベントや動物教室、講習会等の機会を通じ、DVDやパンフレット等を用いて、動物愛護・適正飼養等に関する普及啓発を実施している。

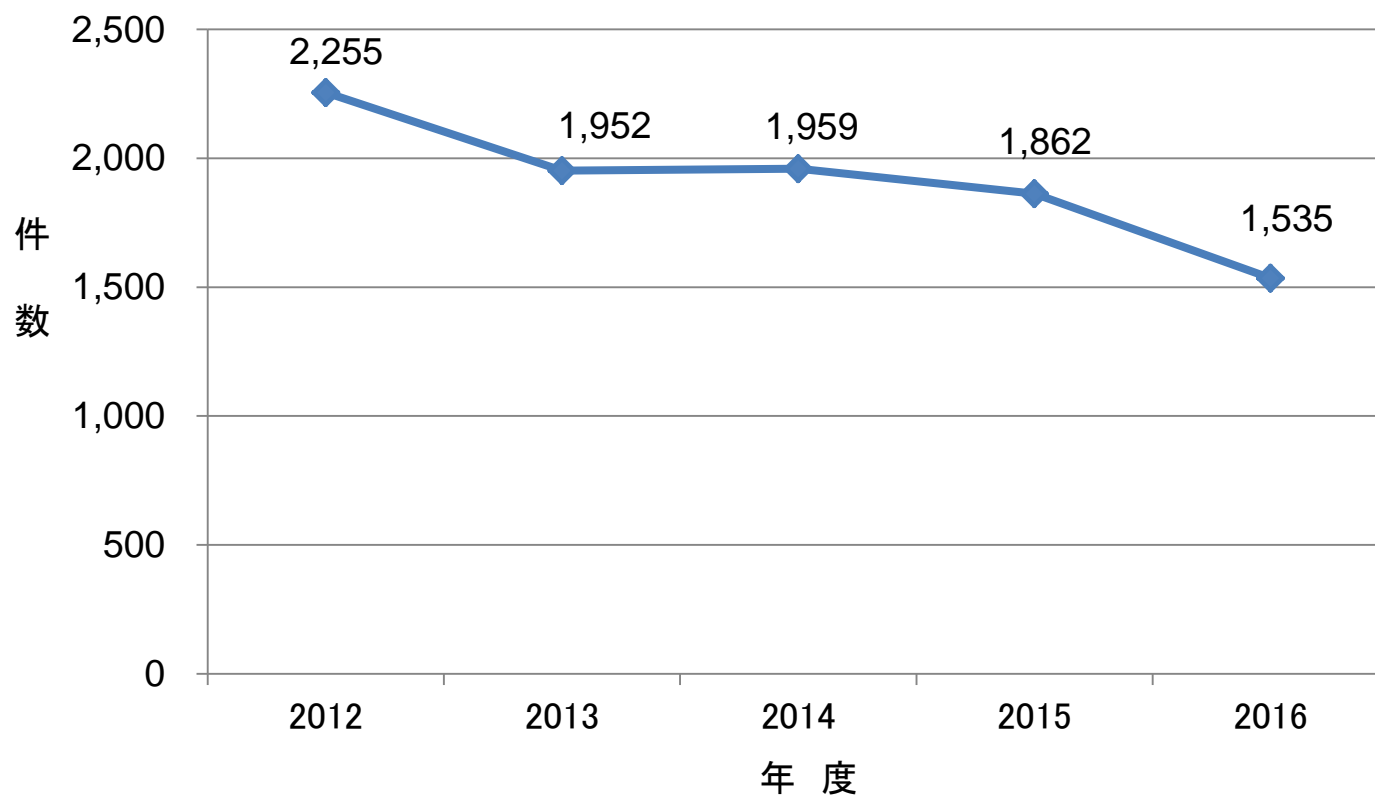
### 主な普及啓発の取組

	内 容	具 体 例	実 績 ※( )内に年度等の表記がないものは2017年度実績
イベント	イベントに出展し、パネル展示、動物の飼い方相談、パンフレット配布等を行う。	動物愛護週間中央行事	屋外行事参加者 7,000人 屋内行事参加者 186人
		世田谷区動物フェスティバル	イベント参加者 17,000人
		都立公園、動物園	動物クイズ、講習会参加者 839人
動物教室	小学校低学年を対象に、命の大切さや動物との接し方等について、実習を交え啓発する。	小学校等に出向く出張方式	31回実施 1,153人
		センター所内で実施する来所方式	88回実施 217人
講習会	動物の適正な飼養方法等について、動物の譲渡前・譲渡時に行う講習会や区市町村等が開催する講習会で普及啓発を行う。	譲渡前・譲渡時講習会	104回実施 343人
		犬の飼い方教室	4回実施 67人(2016年度)
		飼い主のいない猫対策のセミナー	5回実施 204人(2016年度)
映像資料 (DVD)	犬や猫を飼いたい人に対し、飼い主の責任やセンター等から譲り受ける方法などを動画を用いて周知する。	「犬を飼うってステキですか？」	DVD 2,300枚 作成(2016年度)
		「ボクの家にはネコがくるよ」	DVD 60枚 作成(2016年度)
パンフレット 等	動物の飼い方や動物由来感染症対策、飼い主のいない猫対策、ペットの防災対策などをパンフレット、リーフレット等で説明する。	シニア世代向けパンフレット	200,000部 印刷(2015年度)
		人と動物との共通感染症パンフレット	9,000部 増刷(2016年度)
		「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック	改定版発行予定(2018年度)
		ペットの防災リーフレット	10,000部 増刷
		譲渡促進ポスター	25,000部 印刷
情報サイト	保護された犬や猫を新しい家族として迎え入れるための方法などを分かりやすくまとめた東京都動物情報サイトを開設する。	「ワンニャンとうきょう」の開設	アクセス数累計:178,886件 (2018年4月末現在)

## 動物の飼養に関する苦情件数（都内）

動物に関する苦情件数は減少傾向にあるが、年間1,500件を超える苦情が都に寄せられている。

東京都動物愛護相談センターにおける動物に関する苦情受理件数（推移）





致死処分を減少させるためには、引取・収容頭数を減らすための取組（入口対策）と、新たな飼い主への譲渡のための取組（出口対策）の両方が必要である。

## 入口対策

### 【 引取・収容頭数の減少に向けた取組 】

- 動物愛護精神の涵養
- 飼い主への適正飼養・終生飼養の啓発
- 飼い主のいない猫対策
- 事業者等から飼い主への適切な説明の指導

所有者からの  
引取り

負傷動物の  
収容

犬の捕獲  
(所有者不明)

拾得者からの  
引取り

動物愛護相談センターでの飼養管理

所有者へ返還

(返還されない場合)

新たな飼い主への  
**譲 渡**

(譲渡されない場合)

致死処分※

※ 致死処分には、保管中の病気による自然死等も含まれる。

## 出口対策

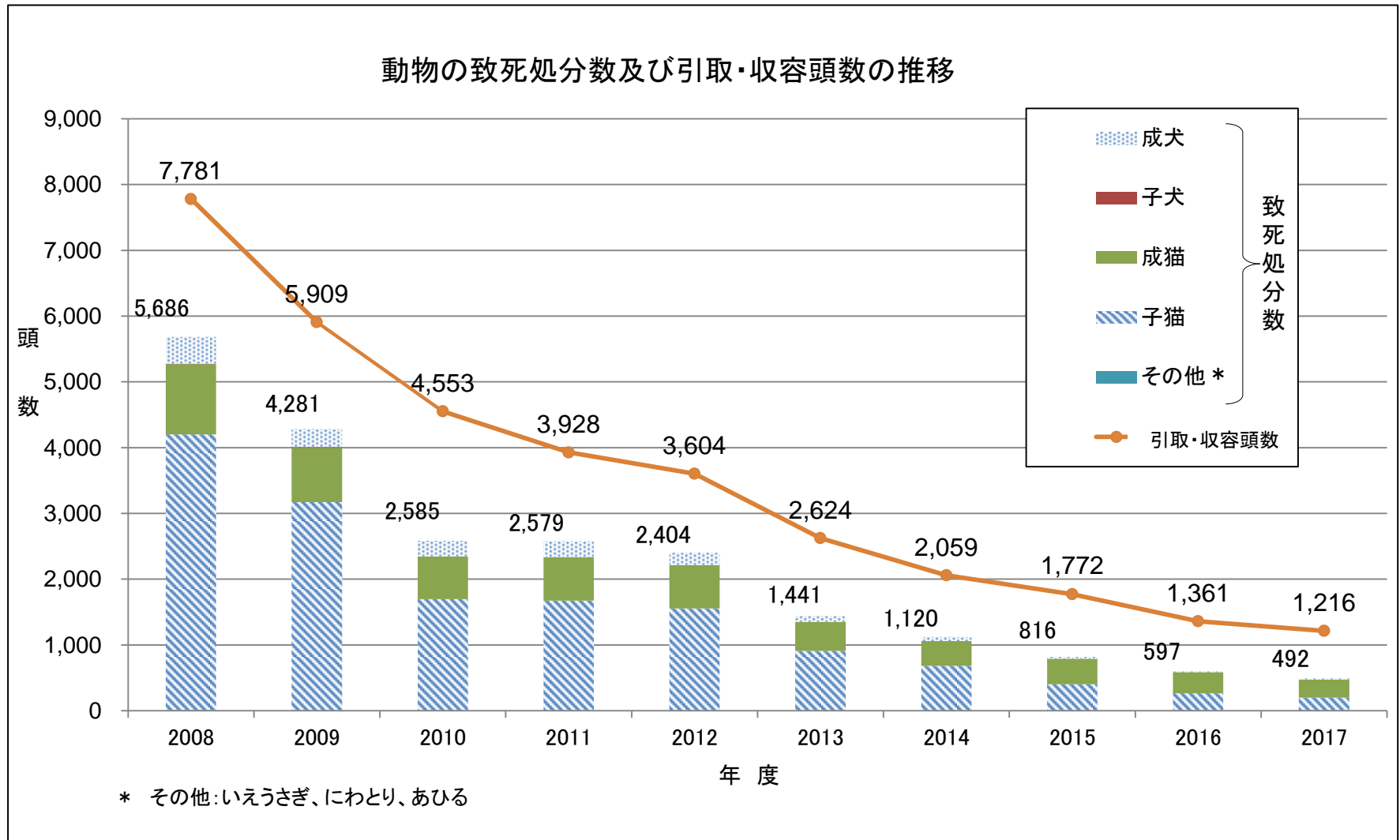
### 【 譲渡拡大に向けた取組 】

- 譲渡に向けた適切な飼養管理
- 譲渡に協力する団体等との連携
- 動物譲渡の取組の認知度向上

動物の保護管理の流れ

## 引取・収容頭数の減少

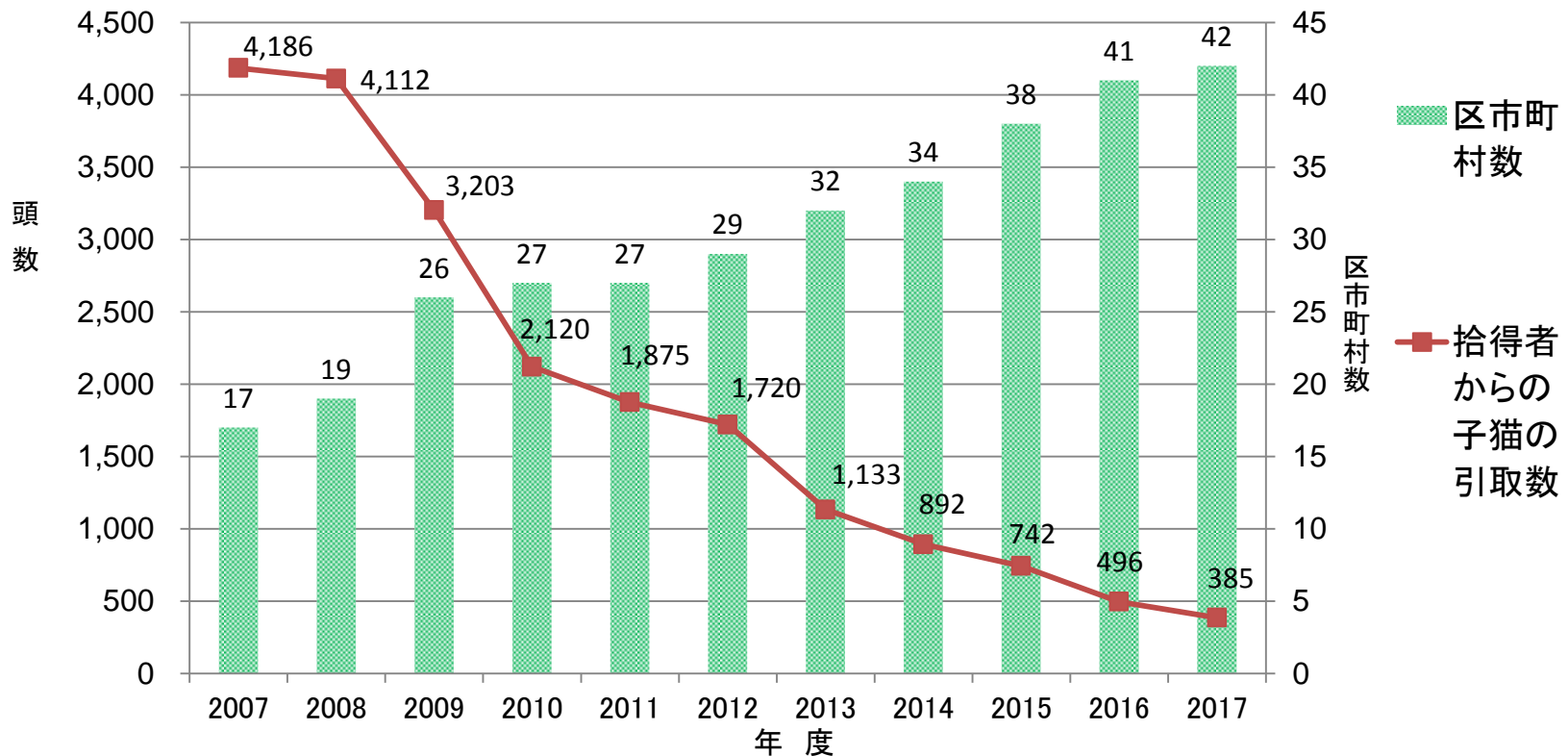
都における動物の引取・収容頭数は年々減少している。動物の致死処分数は、引取・収容頭数の減少とともに大幅に減少しており、特に子猫については顕著に減少している。



## 飼い主のいない猫対策の成果

「飼い主のいない猫対策」に取り組む区市町村の増加に伴い、子猫の引取数は減少しており、  
 都は、対策に取り組む区市町村を支援している。

医療保健政策区市町村包括補助（飼い主のいない猫対策）を活用している  
 区市町村数及び拾得者からの子猫の引取数の推移



飼い主のいない猫対策：猫は命ある存在との考えに立ち、地域の住民がお互いの理解と協力のもとに、エサやりやトイレの管理、不妊去勢手術を行い、猫を適正に管理しながら地域で共生していく取組

## 動物愛護相談センター(飼養管理施設)

動物愛護相談センターでは、引取・収容した動物の飼養管理を行っているが、築年数が古く、施設・設備の老朽化が進んでいる。

	本 所	多摩支所	城南島出張所
所在地	世田谷区八幡山2-9-11	日野市石田1-192-33	大田区城南島3-2-1
敷地面積	1,024.92㎡	2,810.91㎡	4,000.07㎡
事務棟	360.00㎡	361.89㎡	642.98㎡
(竣工年月日)	(H2.6.7)	(S59.3.31)	(S58.3.28)
業務棟	469.48㎡	504.00㎡	1,123.52㎡
(竣工年月日)	(S49.9.14)	(S59.3.31)	(S58.3.28)
ふれあい広場	33.00㎡	240.00㎡	320.00㎡
(設置年月)	(H2.6)	(S59.3)	(H7.3)
管轄区域	10区	24市3町1村	13区
外 観			

## 登録譲渡団体等と連携した動物の譲渡

動物愛護相談センターで引取・収容した犬猫の譲渡は、登録譲渡団体や登録ボランティアと連携して実施している。

## 動物愛護相談センターにおける犬及び猫の譲渡実績の推移

(単位：頭)

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
団体譲渡 (登録譲渡団体)		639 (88.8%)	594 (88.1%)	629 (88.1%)	447 (86.8%)	315 (66.9%)
個人 譲渡	登録ボラン ティア					100 (21.2%)
	一般都民	81 (11.2%)	80 (11.9%)	85 (11.9%)	68 (13.2%)	56 (11.9%)
計		720	674	714	515	471

※ 団体譲渡は、都の譲渡事業に協力する団体として登録している「登録譲渡団体」への譲渡。

※ 2017年度から離乳前子猫の育成・譲渡に協力する登録ボランティア(ミルクボランティア)制度を開始。

## 返還・譲渡の取組の状況

都内において引取・収容した動物を、飼い主への返還や、新たな飼い主への譲渡に繋げる割合は上昇している。

## 返還・譲渡・致死処分数及び返還・譲渡率の推移

(単位：頭)

		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
返還	犬	1,197	657	654	546	403	385	280	236	207	191
	猫	9	15	6	22	27	22	21	18	21	24
	その他*1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	小計	1,206	673	660	568	430	407	301	255	228	215
譲渡	犬	573	490	517	389	341	332	284	234	229	217
	猫	334	459	801	398	428	388	390	482	320	287
	その他*1	3	3	4	1	0	1	0	2	1	2
	小計	910	952	1,322	788	769	721	674	718	550	506
致死処 処分	犬	415	281	237	243	186	88	61	24	11	19
	猫	5,261	3,993	2,345	2,330	2,212	1,352	1,055	792	586	469
	その他*1	10	7	3	6	6	1	4	0	0	4
	小計	5,686	4,281	2,585	2,579	2,404	1,441	1,120	816	597	492
合 計	7,802	5,906	4,567	3,935	3,603	2,569	2,095	1,789	1,375	1,213	

		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
返還・ 譲渡率 *2	犬	81.5%	80.1%	84.2%	79.5%	79.4%	84.8%	94.8%	96.3%	100.2%	95.8%
	猫	6.1%	10.6%	25.6%	15.3%	17.1%	23.1%	28.2%	39.0%	36.9%	39.7%
	全体	27.2%	27.5%	43.5%	34.6%	33.3%	43.0%	47.5%	54.8%	57.1%	59.4%

\*1 その他:いえずぎ、にわとり、あひる

\*2 返還・譲渡率は、当該年度の返還・譲渡数(前年度に引取・収容された動物も含まれる)の合計を当該年度内に引取・収容された頭数で除した数値。

## 譲渡が難しい動物に関する新たな取組

都は、離乳前子猫や負傷動物など、譲渡が難しい動物を譲渡に繋げるための取組を新たに開始している。

### ○ 離乳前子猫の育成・譲渡

飼育に多大な時間と手間が必要な離乳前子猫を、登録ボランティア(ミルクボランティア)の協力を得て育成し、譲渡に繋げる取組を2017年度から開始。

都から登録ボランティアに対し、飼育に必要なミルク、哺乳瓶、消耗品等を提供

<2017年度実績> 登録ボランティア数 32名

登録ボランティアへの譲渡頭数 100頭 (2017年度末現在)

### ○ 負傷動物の譲渡促進

事故等により負傷した動物として、動物愛護相談センターに收容された動物の譲渡に協力する団体等に保護具等の物資を供給し、譲渡を促進する取組を2018年度から新たに開始。

## 動物の殺処分状況

動物福祉の観点から実施した致死処分等を除いた殺処分数は、203頭(2015年度)から、16頭(2017年度)に減少し、犬については、2016年度から2年連続でゼロを達成した。

## 致死処分数の内訳(単位:頭)

		2015年度	2016年度	2017年度
①動物福祉等*1の観点 から行ったもの	犬	0	1	5
	猫	299	205	230
	その他*2	0	0	1
	小計	299	206	236
②引取・収容後に 死亡したもの	犬	14	10	14
	猫	300	287	223
	その他*2	0	0	3
	小計	314	297	240
①②以外の致死処分 (殺処分)*3	犬	10	0	0
	猫	193	94	16
	その他*2	0	0	0
	小計	203	94	16
合計		816	597	492

\*1 動物福祉等の観点：苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性、衰弱や感染症によって成育がきわめて困難と判断されるものについて実施

\*2 その他：いえうさぎ、にわとり、あひる

\*3 都においては、①動物福祉等の観点から行ったもの及び②引取・収容後に死亡したものを除く致死処分を「殺処分」と表現している。



## 引取・収容及び致死処分の状況（全国比較）

動物の適正飼養・終生飼養の普及啓発や区市町村・ボランティア団体等と連携・協力した取組により、動物の引取・収容数、致死処分数は著しく減少している。

- 都内で引取・収容された動物の致死処分数は、ピーク時と比べ100分の1以下に減少している。

＜動物の致死処分数＞

56,427 頭（1983年度） ⇒ 492 頭（2017年度）

- 都内における人口10万人当たりの動物の引取・収容数、致死処分数は、全国と比較して大幅に少ない。

犬（2016年度）

	全国	東京都
人口10万人当たり 引取・収容数	33.0頭	2.9頭
人口10万人当たり 致死処分数	8.5頭	0.1頭

猫（2016年度）

	全国	東京都
人口10万人当たり 引取・収容数	65.8頭	6.5頭
人口10万人当たり 致死処分数	41.8頭	4.1頭

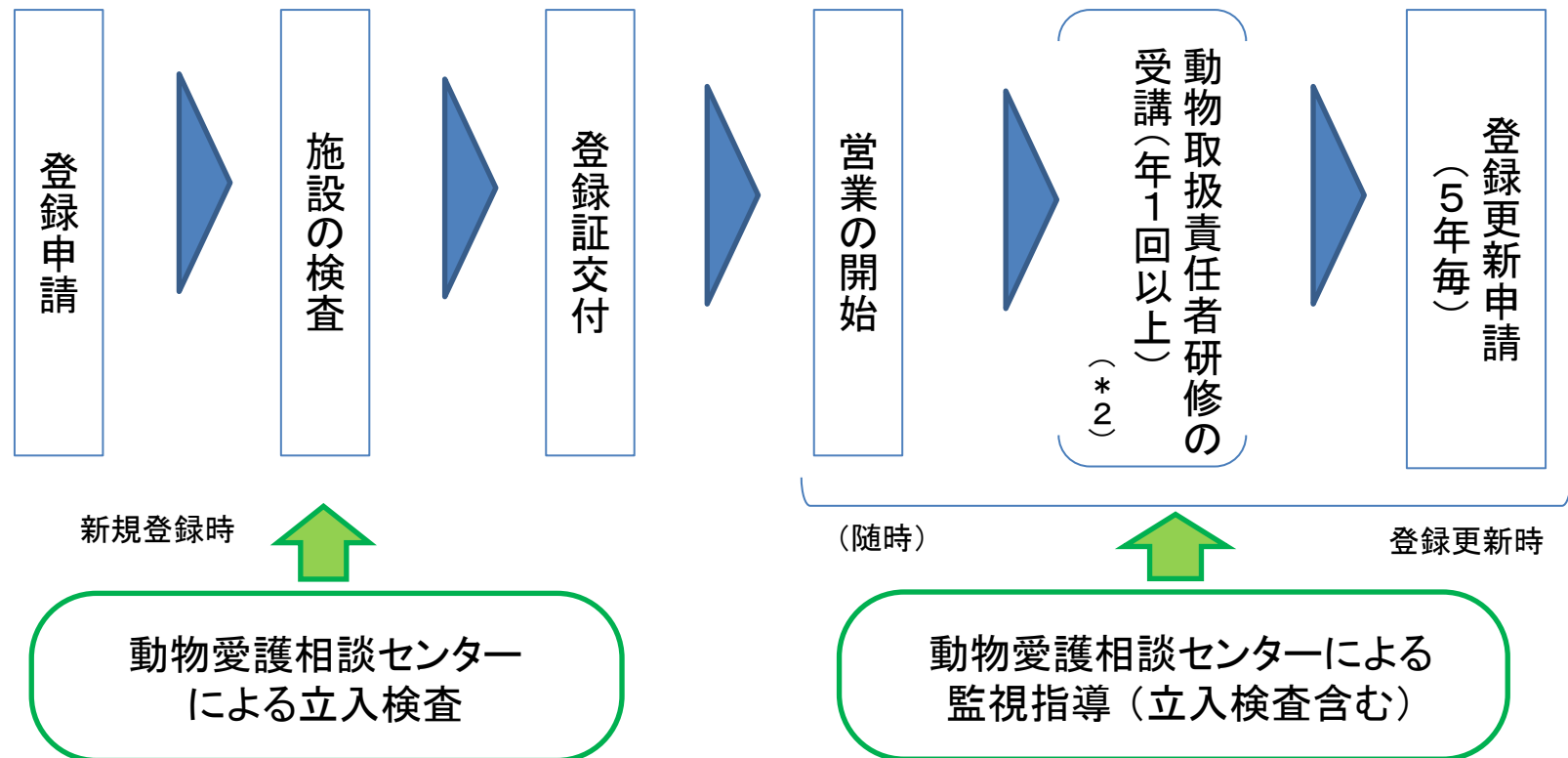
※ 東京都内の中核市における引取・収容数、致死処分数は含まない。

出典：平成29年1月1日住民基本台帳人口・世帯数（総務省）、動物愛護管理事務提要（環境省）から集計

## 取組Ⅲ 動物取扱業の監視指導

第一種動物取扱業に対しては、新規登録時及び登録更新時のほか、苦情や通報を受けた場合などには、動物愛護相談センター職員が随時、立入検査を行っている。

## 第一種動物取扱業(\*1)の登録等の流れと監視指導



\*1 第一種動物取扱業：営利を目的として動物の取扱いを行う事業者は、動物愛護管理法及び東京都動物愛護条例に基づく登録が必要となる。

\*2 動物取扱責任者(事業所毎に1名以上選任)は、年1回以上、動物取扱責任者研修を受講する必要がある。

## 継続的な監視指導が必要な事例の発生

近年、動物や飼養施設の管理等が不適切な事業者に対する行政処分事例が発生しており、こうした事例においては、当該施設に対する重点的・継続的な監視指導を行っている。

### 【事例1】

#### ■ 第一種動物取扱業者(販売・保管)への監視指導

- ・ 動物の適切な管理が行われず、飼養環境が悪化していた。そのため、立入検査を繰り返し実施するとともに、法令に基づく改善勧告、改善措置命令、業務停止命令を行い改善を図った。
  - ◇ 立入検査回数 : 68回(期間1年1か月)
  - ◇ 法令に基づく処分等 : 改善勧告 ⇒ 改善措置命令 ⇒ 業務停止命令

### 【事例2】

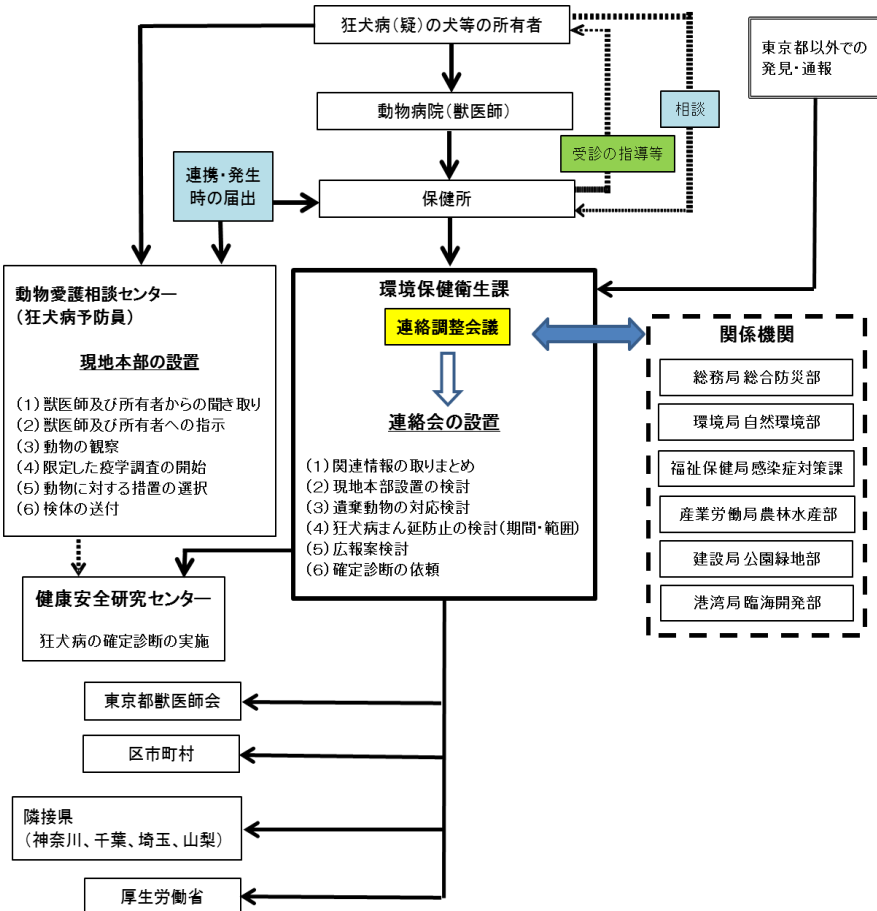
#### ■ 第一種動物取扱業者(販売・保管・貸出し・展示)への監視指導

- ・ 動物の管理や台帳の整備等が不適切であった。そのため、立入検査を繰り返し実施するとともに法令に基づく改善勧告、改善措置命令、業務停止命令を実施したが、改善が認められなかったため、登録を取り消した。
  - ◇ 立入検査回数 : 52回(期間7か月)
  - ◇ 法令に基づく処分等 : 改善勧告 ⇒ 改善措置命令 ⇒ 業務停止命令 ⇒ 登録取消し

狂犬病等の動物由来感染症発生時や災害発生時に備えた体制を整備している。

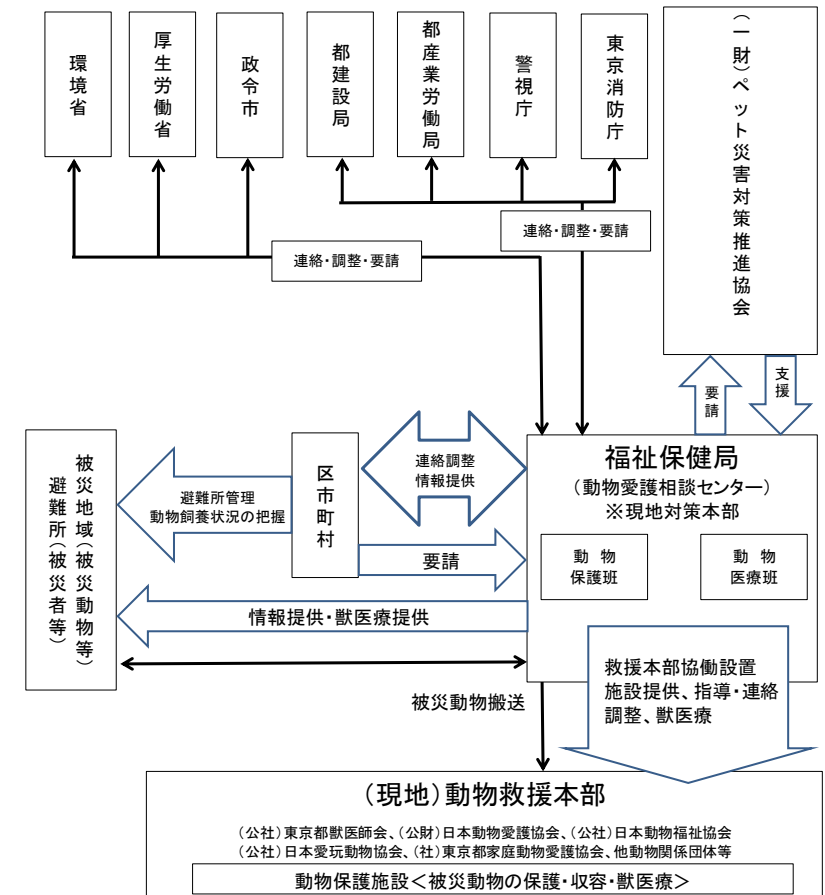
### 【狂犬病発生時対応】

○ 狂犬病の動物が発見された場合、各局、区市町村と連絡・調整を行い対応する。



### 【災害時対応】

○ 災害時は、国、各局、区市町村、団体と連携して、対応する。



## 区市町村が行う災害対策への支援

区市町村は、住民にとって身近な基礎的自治体として、災害発生時には避難所の設置を行う役割を担っており、都は同行避難や避難所での動物の適切な管理体制の整備等を支援している。

### <災害時における動物救護体制の整備に対する支援>

#### ○ 地域における動物救援事業(地域における動物愛護の推進) 区市町村包括補助

- ・ 災害発生時における、飼い主と動物の安全な避難、避難所での適切な動物の管理のための体制整備等に係る経費について補助
- ◇ 補助対象経費： 動物一時避難所の整備(犬猫等の汚水貯留槽、大型犬用係留フック等)、フード、ケージの備蓄、応急処置用備品(精製水、ガーゼ・包帯、薬品等)の配備、飼い主を対象とした広報物(避難所マップ、避難所での動物管理等の説明等)の作成 等

### <災害時対策事例集の配布>

#### ○ 災害対策に係る区市町村の取組事例集の作成・配布

- ・ 都内区市町村の災害対策に係る取組の実例集(「災害時対策事例集」)を区市町村と連携して作成し、各区市町村に配布。実例を参考にした具体的取組の促進を図っている。
- ◇ 主な内容： 地域防災計画の記載例、関係機関との災害時協定の締結例(フード供給、応急薬品・機材の優先供給、動物の埋葬等)、災害時対応マニュアル例(避難所設置・運営等)、同行避難訓練の実施例、啓発資材例 等

## これまでの取組と成果

### (背景)

- ・ 犬猫の飼育頭数の増加
- ・ ペットに関する苦情

### (取組)

- 飼い主への適正飼養・終生飼養の啓発(啓発行事、印刷物・DVD配布)
- 適正飼養講習会の実施
- 動物愛護推進員の委嘱
- 小学生を対象とした「動物教室」実施

### (成果)

- 啓発行事や講習会を通じ多くの方に適正飼養の重要性を伝達
- 動物に関する専門的能力を生かし、広く活用できる啓発資材を提供
- 動物に関する苦情は減少傾向

- ・ 動物愛護の推進、動物の殺処分ゼロを求める機運

- 飼い主のいない猫対策の推進
- 登録譲渡団体と協力した動物の譲渡
- 動物譲渡促進月間、動物情報サイト
- 譲渡が困難な動物の対策開始

- 引取・収容数、致死処分数は大幅に減少、犬は殺処分ゼロを達成
- 登録譲渡団体・ボランティアと連携し動物譲渡の取組を展開、離乳前子猫や負傷動物の譲渡も開始

- ・ 動物取扱業者・施設数の増加

- 事業者登録時の施設検査
- 動物取扱責任者研修会
- 苦情・通報を受けた際の現地調査
- 問題のある事業者に対する監視指導

- 動物取扱業者数が大幅に増加する中、効率的に監視指導を実施
- 動物の管理等に問題のある事業者には重点的に監視指導、厳格に対応

- ・ 海外での狂犬病の発生、ボーダレス化
- ・ 各地での災害発生

- 狂犬病発生時等対応体制の構築
- 定期的な狂犬病発生想定訓練
- 災害対策に係る区市町村の取組支援(備蓄支援、対策事例集作成等)

- 関係行政機関・団体等と連携して有事における対応体制を構築
- 区市町村の地域防災計画に反映、対策が進んだ自治体もあり

## 取組の評価と今後に向けた分析の必要性

○ 都は、動物愛護管理法等の諸法令に基づき、東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）に掲げた4つの柱に沿って、着実な取組を進めることにより、一定の成果を得ることができている。

○ 「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」のためには、これまでの取組の成果を基盤として、最近の動物愛護施策を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、さらに踏み込んだ分析を行い、施策の課題を抽出するとともに、他の自治体の対策や海外での取組例等についても参考としながら、都における課題への対応策を検討していく必要があるため、次章において更に検討を進める。

# 第3章 現状と課題

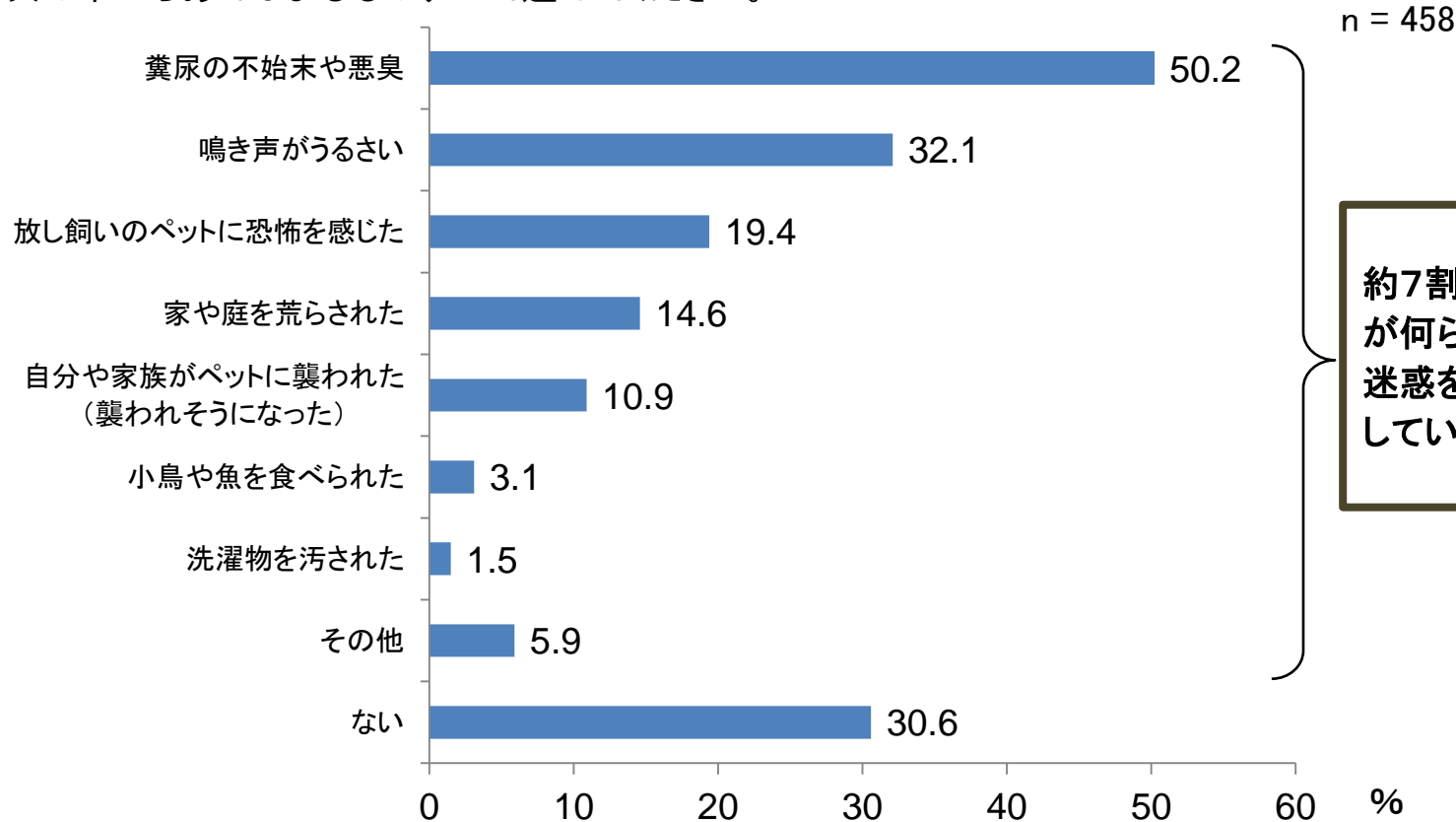


## 都民へのアンケート結果（動物を迷惑に思った経験）

東京都が実施したアンケートにおいては、他人のペットについて、糞尿の不始末や悪臭をはじめ、他の人が飼うペットに対し何らかの迷惑を感じたことがある人は約7割にのぼっている。

### <都政モニターアンケート>

あなたは、他人のペットが原因で被害を受けたり、迷惑に感じたりしたことがありますか。次の中からあてはまるものすべてを選んでください。

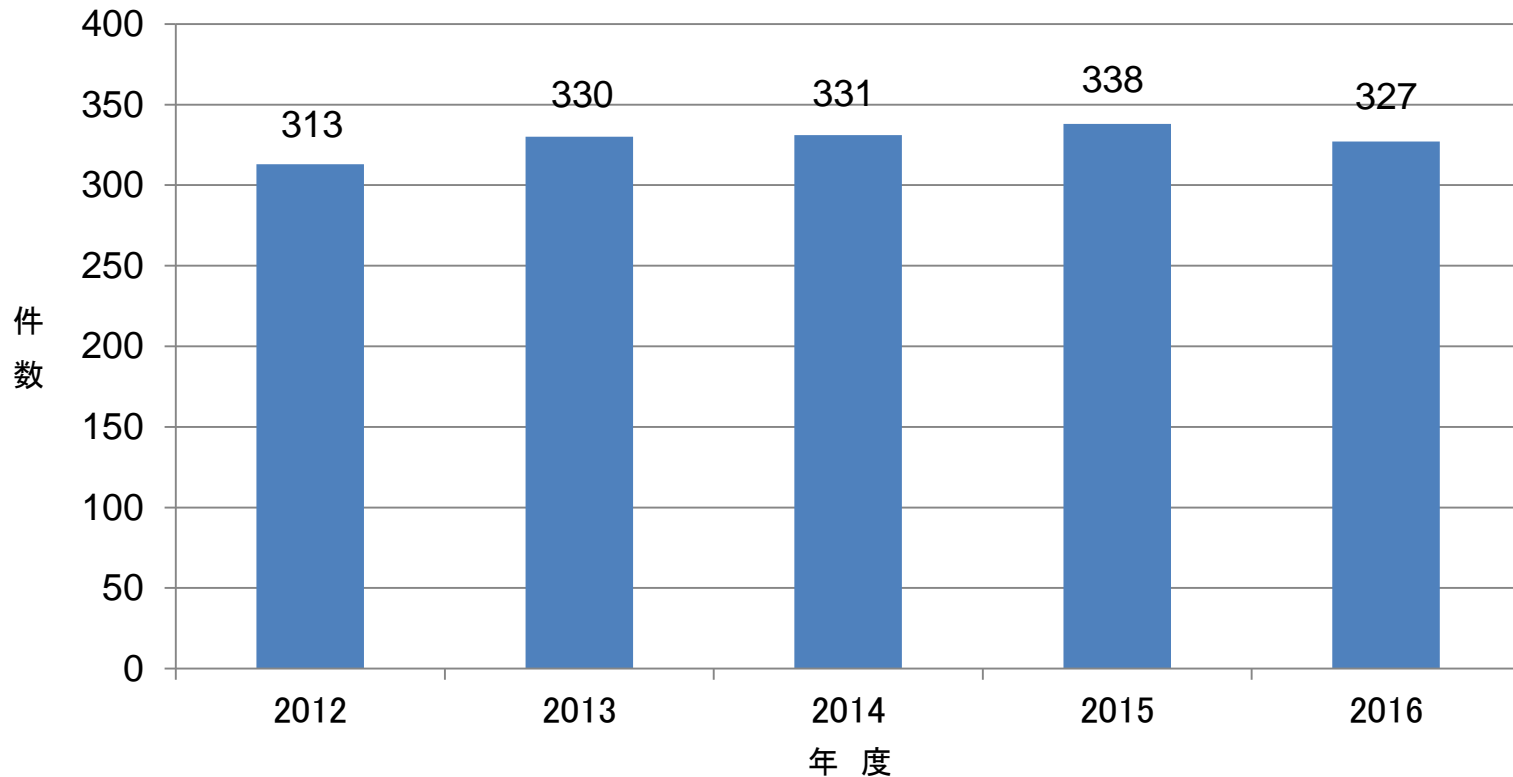


出典：平成29年度第4回インターネット都政モニター「東京におけるペットの飼育」アンケート結果

## 動物による咬傷事故の発生件数（都内）

都内においては、犬による咬傷事故が、年間約300件発生しており、減少していない。このため、飼い主側の馴化(しつけ)の能力の向上及び子供等が事故に遭わないための啓発の強化が必要と考えられる。

都内における犬による人への咬傷事故発生件数の推移



出典：動物愛護管理行政事務提要（環境省）から集計

## 多頭飼育が問題となった事例

多頭飼育が問題となった事例では、動物管理・生活衛生部門、福祉・地域保健部門、施設等管理者、警察等の関係者が、ケースに応じて連携した対応をとる必要がある。

### 〔事例〕

住所不定者が、河川敷の緑地を不法占拠して小屋を建て、犬約20頭を飼育。

繁殖管理、狂犬病予防注射等を実施せず、放し飼いによって近隣住民の咬傷事故も発生。行政からのたび重なる指導にも従わなかった。

咬傷事故防止のため、動物愛護相談センター職員が早朝も含めた定期巡回を実施。

地元自治体（福祉・地域保健部門）、動物愛護相談センター、河川・緑地管理者、警察署等の関係者による連絡会を設け、定期的に対応を協議。情報共有を図りながら連携して対応した。

## <参考> ドイツのドッグトレーナー施設

適正飼養の徹底を図るためには、飼い主が適切な飼養方法やしつけの仕方を学べる機会の確保や、地域において一般の飼い主にしつけの方法の教示や説明ができる人材の育成も必要と考えられる。

### 〔「犬の学校」PRODOGの取組〕

- ・ ドイツは世界で最も「人と動物の共生」が進んだ国の一つと言われるが、犬による迷惑行為に対する市民の目は非常に厳しく、それに対応できることが飼い主の義務として強く求められている。これを支えるのが「犬の学校」であり、多くの飼い主が利用している。
- ・ 犬の学校には充実した訓練内容が求められ、犬の教育の効果を上げるためには、犬の本能、習性、個性を理解し、無理のない教育プログラムを作ることが大切であり、PRODOGは、幼犬、初級、中級、上級、スポーツなどの犬の教育プログラムを設けている。

出典：京都市会海外行政調査報告書（平成25年度）「犬の学校」(PRODOG)の取組等調査

## 飼い主のいない猫対策の強化の必要性

飼い主のいない猫対策を実施している区市町村であっても、子猫の引取数が多数となっている自治体が存在しており、より効果的に対策を実施することが必要である。

## 拾得者からの子猫の引取頭数(2017年度)

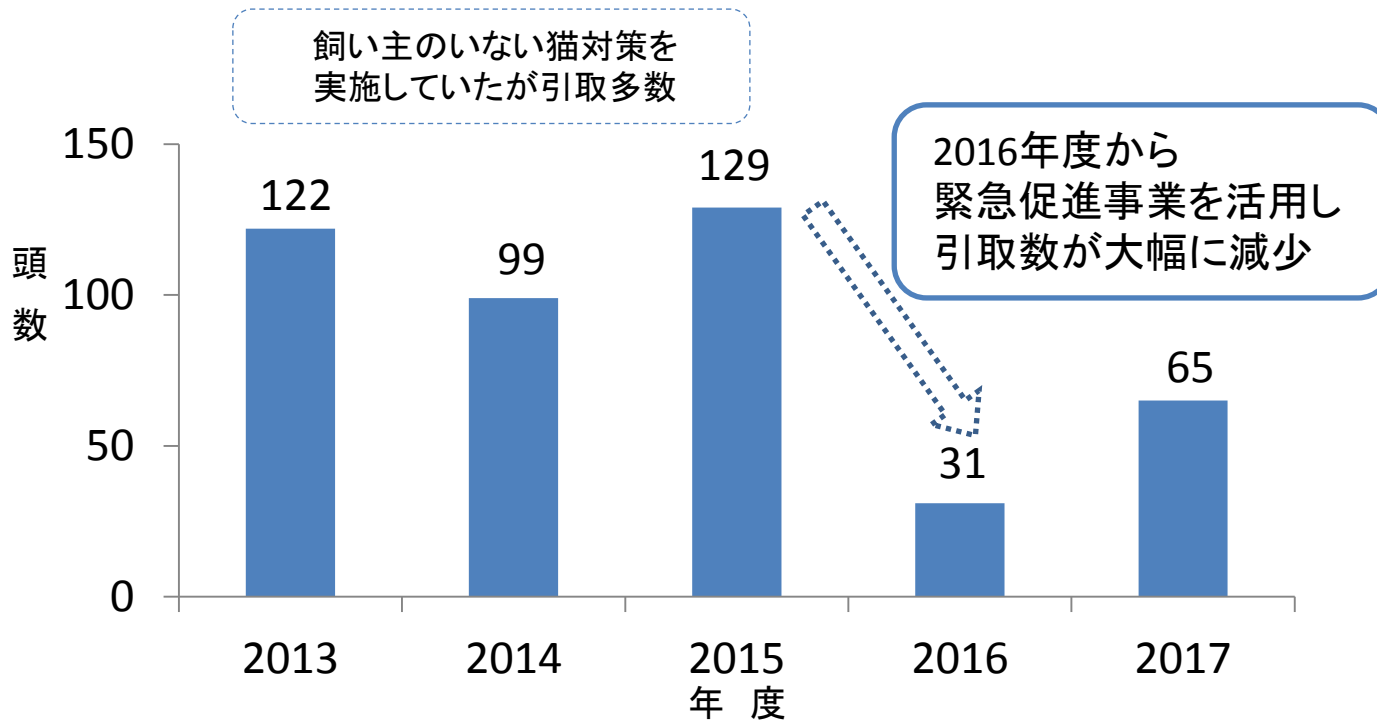
区市町村内での 拾得者からの 子猫の引取頭数	区市町村数	飼い主のいない猫 対策を実施している 区市町村数 ※
		0
1～10	26	18
11～50	12	10
51～	1	1

※ 医療保健政策区市町村包括補助(飼い主のいない猫対策)を活用している区市町村数

## 緊急促進事業の実施による効果

飼い主のいない猫対策に関する取組を総合的に実施する「緊急促進事業」により、子猫の引取数を大幅に減少させた自治体があり、今後、効果が高かった取組等を普及させていくことが重要。

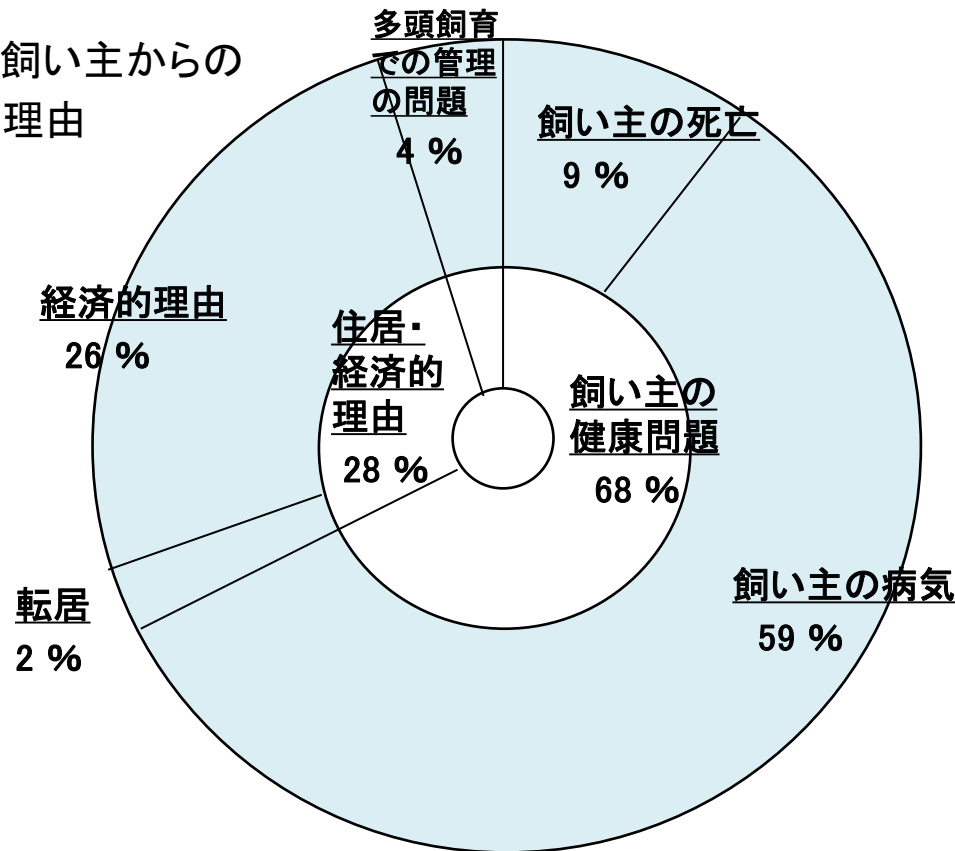
飼い主のいない猫対策緊急促進事業※を活用している  
A自治体における拾得者からの子猫の引取頭数の推移



※ 飼い主のいない猫対策緊急促進事業： 飼い主のいない猫対策をより重点的かつ効果的に実施するため、協議会設置、実態調査、推進計画策定、協力員登録、不妊去勢手術、給餌・糞尿管理、事業評価等を総合的な取組として実施する事業。事業を実施する区市町村に対し、都が補助金を交付。

## 飼い主からの引取りの理由

飼い主から犬猫の引取りをした際の理由の内訳をみると、飼い主の病気や死亡など、健康上の問題が約7割で多くの割合を占めており、高齢化の進行により、こうした傾向が進むことが懸念される。

東京都における飼い主からの  
犬猫の引取りの理由

出典：平成29年度東京都調査  
(八王子市及び町田市を除く)

## ペットと飼い主の高齢化

飼養されるペット、飼い主ともに高齢化が進む中、動物を飼いつけることの負担や、将来的な不安を感じる高齢の飼い主は多く、飼育の継続やいざという時のための情報提供の充実等が求められている。

### 〔 ペットの高齢化 〕

- ・ 一般社団法人ペットフード協会の「全国犬猫飼育実態調査」によると、飼育犬の年齢で7歳以上の高齢期の割合は56.8% (2016年)で高齢化の傾向
- ・ ペットの飼育環境の改善等により、ペットの長寿化が進んでいる。高齢化に伴い、医療費の負担、介護における体力的な負担も大きくなる。

出典：国民生活（2017.6 最近のペット事情）  
（国民生活センター発行）

### 〔 飼い主の高齢化 〕

- ・ 「全国犬猫飼育実態調査」によると、50代～60代の犬猫飼育率は15%程度で年代別では最も高く、70代も10%程度
- ・ 同調査のシニア（70代）犬飼育実態では**自身の健康に対する不安や別れのつらさ**といった心理的障壁が存在すると指摘
- ・ あったらいいと思う飼育サービスでは、**高齢で飼育不可能な場合の受入施設提供（45.5%）、飼育が継続不可能な場合の引き取り手の斡旋（40.9%）**などが上位

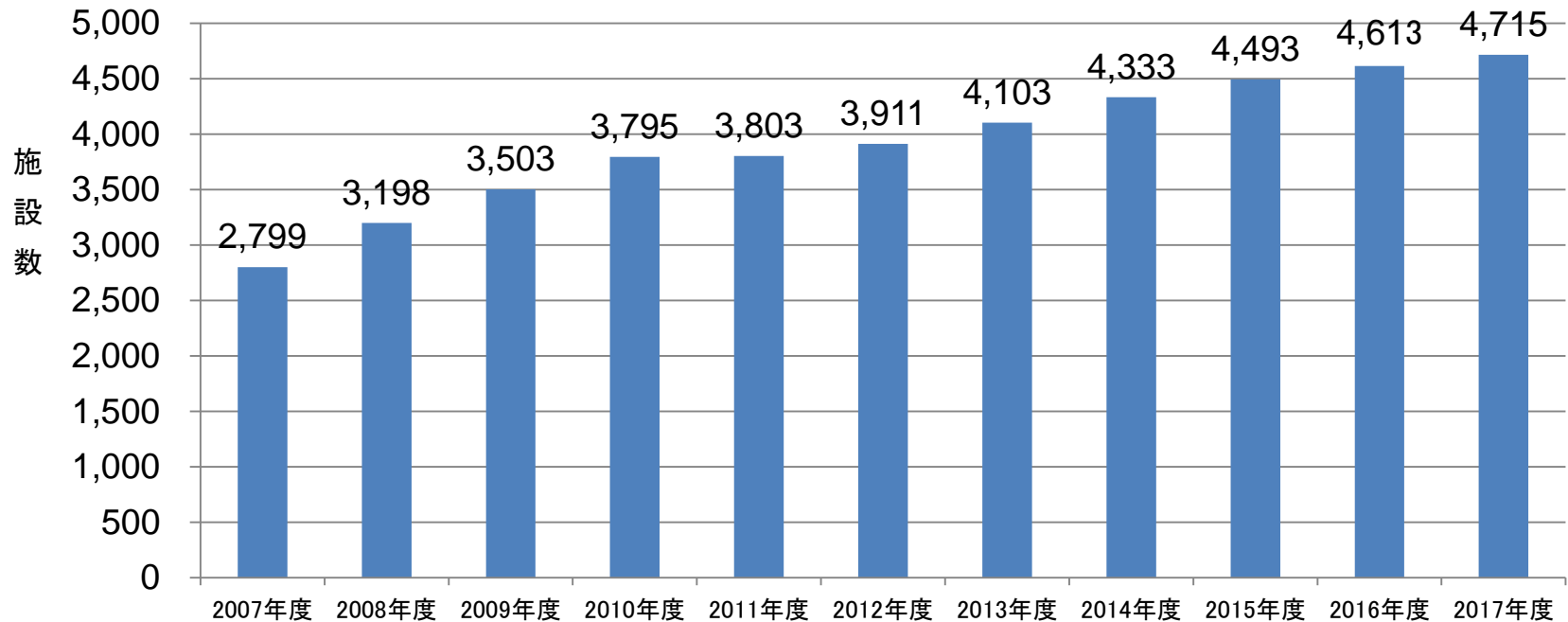
出典：平成29年全国犬猫飼育実態調査  
（一般社団法人ペットフード協会）



## 動物取扱業者数の増加

都内では、トリミングサロンやペットショップ等を営む第一種動物取扱業者数が10年前と比較すると約2,000施設増加し、1.7倍となっている。

都内における第一種動物取扱業者数（施設数）の推移



## 監視指導件数の増加

事業者数の増加や重点的な指導が必要な事例の発生等に伴い、監視指導業務が増加している。

### 監視指導職員1人当たりの施設数の増加

- 第一種動物取扱業者の施設数は増加しているが、従来と同様の体制で監視指導業務を実施している。
- 都が所管する範囲には、特別区や中核市等も含まれる。

	2012年度	2017年度
第一種動物取扱業者(施設数)	3,911軒	4,715軒
監視指導業務人員(*)	27人	27人
人員一人当たり業者数(施設数)	145軒	175軒

\* 人員は、第一種動物取扱業の登録・監視指導等に従事する職員の定数

### 監視件数の増加

- 動物取扱業者数の増加に伴い、監視件数は従来よりも増加し、とりわけ、苦情等に対応した件数の増加が目立つ。

	2012年度	2017年度	増加数
監視件数(延べ)	3,195件	4,378件	1,183件増
登録・更新時	1,512件	1,628件	116件増
その他(苦情等)	1,683件	2,750件	1,067件増

## 第一種動物取扱業の業態の変化

販売業は減少傾向が見られるが、他の種別の登録数は増加し、業態の多様化が進んでおり、業態に応じた監視指導が必要となっている。

### ○ 第一種動物取扱業者の種別登録数の推移

(単位：件)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
販売業	1,792	1,703	1,713	1,704	1,652	1,648
保管業	2,734	2,936	3,127	3,296	3,397	3,513
貸出業	167	169	182	189	183	188
訓練業	562	603	666	698	734	744
展示業	195	206	239	273	307	329
競りあっせん業	1	2	2	2	3	3
譲受飼養業	1	5	9	14	15	17

中央環境審議会動物愛護部会（2018年3月26日）資料〈動物愛護管理をめぐる主な課題への対応・論点整理〉

- ・ 動物の販売業（ペットショップ、ブリーダー等）の登録件数は、近年減少傾向にある。その一方で、ペットサロン、ペットシッター、動物カフェ、老犬ホームなど（中略）多様な業態に展開し、その登録数は大きな伸びを示している。
- ・ 一部業者からは、自らの業に資するところの薄い（動物取扱責任者）研修の効果に疑義が呈されていることを踏まえ、（中略）合理化・適正化の観点から検討を要するとの自治体等からの指摘もある。

## 動物由来感染症の発生状況

狂犬病以外にも動物を介して人に感染する病気には様々なものがあり、国内でも各地で発生している。ペットが介在するものもあり、動物由来感染症は身近な健康危機の要因となっている。

## 国からの動物由来感染症に関する注意喚起の通知（2017年度）

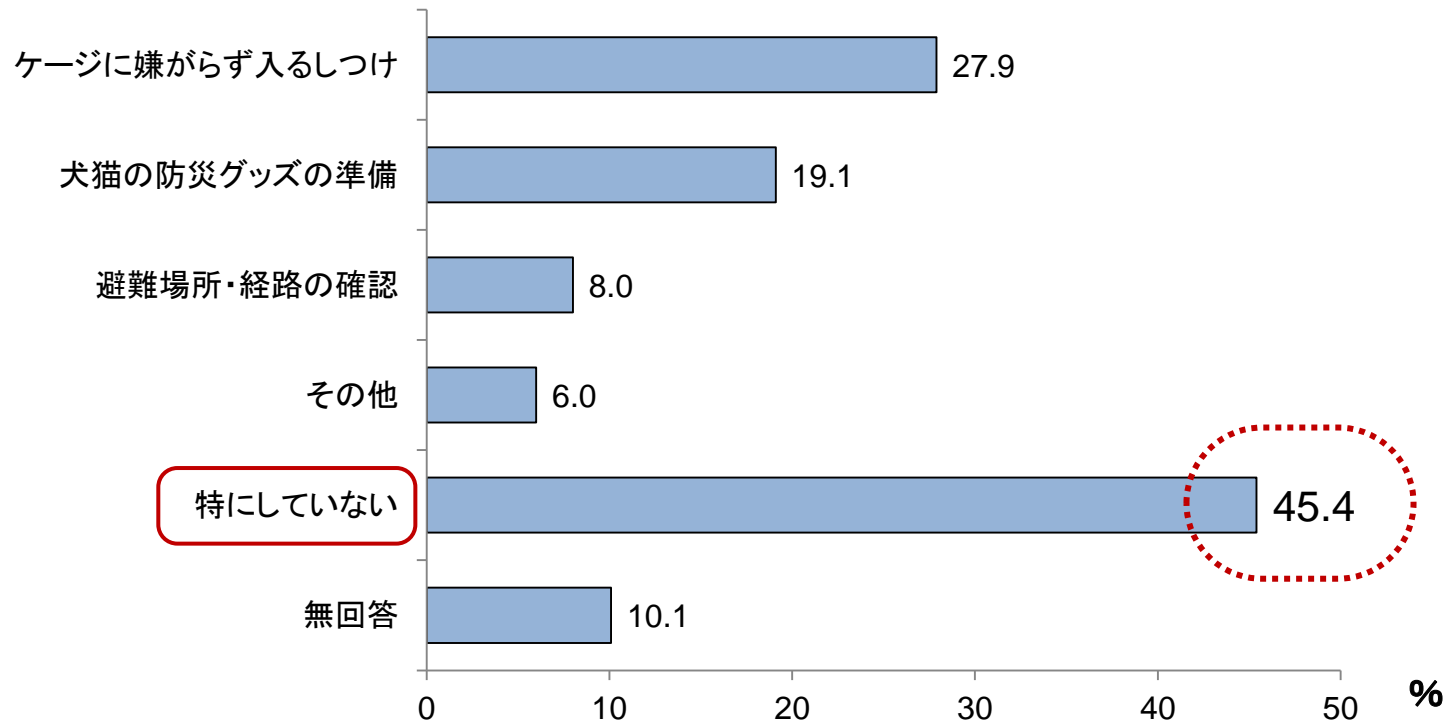
2017.7.10	日本におけるオウム病症例発生状況と妊娠女性におけるオウム病について	国内で妊娠女性がオウム病で死亡
2017.7.24	重症熱性血小板減少症候群(SFTS)に係る注意喚起について	国内で猫から咬傷を受けた人が発症し死亡
2017.10.10	重症熱性血小板減少症候群(SFTS)を発症したイヌからヒトへの感染事例について	徳島県で犬から人へ感染
2017.11.10	野鳥での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応について	島根県の死亡野鳥で高病原性鳥インフルエンザ発生
2018.1.10	コリネバクテリウム・ウルセランスによるジフテリア様症状を呈する感染症患者に関する情報について	猫に餌やりをしていた人が感染し死亡等、事例集積によりQ&A更新
2018.3.28	愛知県知多半島の犬におけるエキノコックス(多包条虫)感染事例について	愛知県の犬からエキノコックスを検出

## 飼い主によるペットの災害対策の状況

東京都が実施したアンケートでは、災害時におけるペットの対策をしていない犬猫の飼い主の割合は4割強にのぼっており、災害への備えに関する啓発の強化が必要と考えられる。

災害時に備え、飼っている犬・猫のためにどのような準備をしていますか？  
(複数回答可)

n=513



出典：平成29年度東京都における犬及び猫の飼育実態調査(速報)

## 区市町村による災害対策の状況

災害時における動物の対策について、ほとんどの区市町村では、地域防災計画に記載されているが、マニュアルの整備や物資の備蓄を行っている区市町村は半数以下にとどまっている。

## 区市町村における災害対策の取組状況(2017年度)

	地域防災 計画への 対策の記載	災害対策の取組			
		同行避難訓練 等の実施	ペット対策 マニュアル等の 整備	ペット用の 備蓄	獣医師会 との協定
特別区 (23区)	23 (100%)	20 (87%)	11 (48%)	15 (65%)	23 (100%)
市町村 (39市町村)	35 (90%)	20 (51%)	7 (18%)	5 (13%)	22 (56%)
計 (62区市町村)	58 (94%)	40 (65%)	18 (29%)	20 (32%)	45 (73%)

出典：東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課調査

## 災害時におけるボランティアの確保

東日本大震災等の災害の経験を踏まえて作成されたガイドラインや他自治体の対策指針には、ボランティアとの積極的な協働の必要性を強調し、具体的な取組内容を掲げたものも見られる。

### ＜人とペットの災害対策ガイドライン＞

環境省

- ・ 発災後の混乱した時期にボランティアを受入れ、管理することは難しい場合が多いことから、自治体等は、ボランティアの登録制度の創設やボランティア講習会を定期的に行うなど、自治体や現地動物救護本部等の活動方針に協力できる団体や人材の育成に努める必要がある。
- ・ ボランティアのコーディネートを担当するため、広域支援により他の地域の人材が現地に入り、ボランティア活動のコーディネートが行える体制を検討しておく。

### ＜災害時愛玩動物対策指針＞

静岡県

- ・ 避難所における適正な飼育管理や動物保護・救護活動を円滑に行うためには、市町や関係機関・団体等の協力だけでは成り立たず、ボランティアによる支援は不可欠であるとともにその役割は重要。
- ・ その役割には、避難所等のペットスペースにおける運営のサポートや、人と活動のコーディネート、動物飼養管理のサポートや動物救護本部が実施する動物救護活動への協力、ペットの一時預かり協力等がある。

## 現状と課題の分析

各取組分野において様々な課題が存在しており、課題に対応した更なる取組を進める必要がある

### <現状>

- \* ペットを迷惑と感じた経験を持つ人が多数
- \* 咬傷事故は年間約300件で減少していない
- \* 多頭飼育が問題となる事例も都内で散見

- \* 飼い主のいない猫対策が円滑に進まない、十分な効果を上げていない事例も存在
- \* 飼養管理施設の老朽化、機能強化が必要
- \* ペットと飼い主の高齢化（飼養の負担、将来的な不安、引取数増加の懸念）

- \* 動物取扱業者数の増加、業態の多様化
- \* 業者への苦情等に伴う監視指導の増加
- \* 集中的な監視指導が必要な事例の発生

- \* 長期間発生のない狂犬病事例
- \* 様々な動物由来感染症が国内各地で発生
- \* 災害対策をしている飼い主は4割程度
- \* 災害マニュアルを整備する区市町村は少数

### <課題>

- ◆ 飼い主への働きかけの機会を拡大する必要
- ◆ 飼い主が学ぶ機会、地域での指導的人材の確保
- ◆ 事故に遭わないための動物への接し方の普及
- ◆ 多頭飼育問題への対応方法の確立

- ◆ 飼い主のいない猫対策の定着化、実施時のトラブル防止、効果の高い取組の普及
- ◆ 譲渡に適した状態で飼養管理するための環境
- ◆ 動物譲渡の取組に協力してくれる人材の取込み
- ◆ 飼い主を支援するための情報提供の拡充

- ◆ 業態の多様化に対応した指導
- ◆ 苦情・トラブルに繋がるケースの事業者への周知、自主管理の促進
- ◆ ICT活用等による効率的・機動的監視指導体制

- ◆ 狂犬病発生時の体制の実効性検証
- ◆ 身近な動物由来感染症の実態把握・情報提供
- ◆ 飼い主による災害対策の必要性の理解浸透
- ◆ 区市町村による実効性の高い災害対策の促進



## 第4章 今後の取組の方向性

## 課題と取組の方向性 ①適正飼養の啓発と徹底

### 課題

- ◆ 他人のペットを迷惑と感じた経験のある人は約7割と多く、適正な飼い方を普及浸透させていくことが重要。区市町村や関係団体に加え、動物愛護施策に係るより多くの関係者と連携し、飼い主への働きかけの機会を拡大する必要。
- ◆ 飼い主が適切な飼い方等を学ぶ機会の確保や、地域において飼い主にしつけの方法等を教示・説明できる指導的な人材を確保・養成する必要。
- ◆ 子供など事故に遭う頻度の高い年齢層に対し動物の接し方等を学ぶ機会を提供し、動物との接触による危害発生を防止する必要。
- ◆ 多頭飼育が問題となる事例が発生した場合に迅速に対応するための対応方法の確立が必要。

### 取組の方向性

#### 事業者と連携した飼い主への啓発

- 動物取扱業者を通じた飼い主への普及啓発の実施（動物を飼い始める時からの啓発、飼い主への継続的なサポート）。

#### 東京都版「動物の学校」の実施

- 動物愛護相談センターの人材育成機能を強化し、飼い主が学ぶ機会の提供や地域で飼い主への啓発を担う人材の養成・供給を推進。

#### 子供向けの啓発の広範な展開

- 子供向けの「動物教室」の内容を充実し、視聴覚教材の開発等によって、より広範に動物に関する学習支援を展開。

#### 多頭飼育問題への的確な対応

- 多頭飼育問題への対応ガイドラインの作成に向け、関係する専門機関等を交えた検討を実施。

## 課題と取組の方向性 ②致死処分の減少を目指した取組の推進

### 課題

◆ 動物の引取・収容数を減少させていくためには、飼い主のいない猫対策はきわめて重要であり、取組の定着化、実施の際のトラブル防止、効果の高い取組の普及を進めていくことが必要。

◆ 譲渡に適した状態で動物を飼養管理するため、動物愛護相談センターの環境整備・機能向上を図っていくことが必要。

◆ 登録譲渡団体と連携した動物譲渡の取組をより拡大・活性化するため、団体との連携強化とともに、譲渡活動に協力してくれる人材等を、より幅広く取込んでいくことが必要。

◆ 高齢の動物を飼う飼い主や、負傷動物等を譲り受けた飼い主に対し、飼養継続等に役立つ情報提供などによる支援を拡充する必要。

### 取組の方向性

#### 地域における対策の定着・普及

- 飼い主のいない猫対策のガイドブックを活用し、地域での対策を推進するとともに、緊急対策事業の成果等を区市町村に普及。

#### 譲渡に向けた飼養管理機能等の向上

- 動物愛護相談センターの飼養環境整備（治療、運動、感染症対策等）及び馴化（動物のしつけ）能力等の向上を進める。

#### 譲渡活動の連携・協働の拡大

- 登録譲渡団体と動物愛護に取り組む学生サークル等との交流機会の提供等による連携の拡大。

#### 飼い主支援のための情報提供の拡充

- 獣医師会・獣医系大学等と連携し、高齢動物や負傷動物等の飼い方・ケア等に関する知識を普及。
- 東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」による情報発信の拡充。

## 課題と取組の方向性 ③動物取扱業の監視指導

### 課題

- ◆ 動物取扱業者に関する苦情等による監視指導実施件数が大幅に増加しており、苦情やトラブルに繋がるケースについて事業者には周知し、自主的な管理を促進することが必要。
- ◆ 第一種動物取扱業の業態の多様化が進む中、動物取扱業全般に関する一般的指導事項にとどまらない、業態に応じた円滑・適正な事業活動に資する指導を行っていくことが必要。
- ◆ 動物取扱業への指導を専管する部門として、都内全域を効率的に監視するとともに、必要時には集中的な監視指導を行える体制が必要。

### 取組の方向性

#### 苦情要因分析・自主管理の促進

- 苦情・トラブルの要因分析を踏まえた自主管理点検票の作成・活用等により、動物取扱業者の自主管理を促進。

#### 業態の多様化に対応した指導

- 業態に応じた自主管理及び監視指導内容を検討し、効果的・効率的な監視指導を実施。

#### ICT活用・機動的監視体制の確立

- ICT活用等による効率的な監視指導方法等の検討、機動的な監視指導を行う組織体制の確立に取り組む。

## 課題と取組の方向性 ④動物に関わる危機管理

### 課題

- ◆ 定期的な狂犬病想定訓練の実施等により、有事における対応体制の実効性の検証を行い、必要な体制強化を図ることが必要。
- ◆ ペットを介在する動物由来感染症は国内でも発生しており、重篤な疾患ばかりでなく、身近な健康危機の要因となる動物由来感染症の実態把握や一般向けの普及啓発を進める必要がある。
- ◆ 災害対策を行っていない飼い主は4割強に上り、災害時に遭遇する状況、必要となる物品等の具体的なイメージを浸透させるなど、啓発の強化が必要。
- ◆ 災害時の体制をより実効あるものとするため、ボランティア受入・支援活動のための区市町村の体制整備、広域調整の仕組みづくりを進める必要。

### 取組の方向性

#### 実効性の検証を踏まえた体制強化

- 狂犬病にかかった動物の都内侵入リスクの高い地域での訓練実施等により、体制の実効性を検証するとともに、関係機関との連携体制を強化。

#### 身近な健康危機への適切な対処

- 獣医師会・獣医系大学等と連携し、動物由来感染症の調査研究、一般向け普及啓発を推進。

#### 事業者と連携した飼い主への啓発

- 区市町村等に加え、動物取扱業者とも連携し、飼い主への災害対策に係る啓発を強化。

#### 災害時のボランティアとの協働の拡大

- ボランティアの受入・活動の調整のための体制整備、人材育成等を推進。
- 区市町村の取組に係る比較分析情報や先駆的取組等の情報を提供し、対策を促進

## 今後の取組の方向性（まとめ）

### 課 題

### 取組の方向性

動物愛護相談センターの  
機能強化による施策推進

適正飼養

- ◆ 飼い主への啓発に係る連携拡大
- ◆ 飼い主が飼い方等を学ぶ機会、地域で教示・説明ができる人材育成
- ◆ 動物の接し方等の学習支援
- ◆ 多頭飼育問題への対応の確立

- 事業者と連携した啓発
- 東京都版「動物の学校」の実施
- 子供向け啓発の広範な展開
- 多頭飼育への的確な対応
- 地域における対策の定着・促進  
(飼い主のいない猫対策)
- 譲渡に向けた飼養管理機能等の向上
- 譲渡活動の連携・協働の拡大  
(学生サークル等との交流等)
- 飼い主支援のための情報提供の拡充

人材育成  
(普及啓発の中心施設)

地域支援・情報発信  
(普及啓発の中心施設)

動物福祉・飼養管理  
(飼い主への架け橋)

連携・協働の促進  
(飼い主への架け橋)

致死処分減少

- ◆ 飼い主のいない猫対策の定着
- ◆ 譲渡に適した状態での飼養管理
- ◆ 譲渡活動に協力する人達の拡大
- ◆ 負傷動物等の譲受者のフォロー
- ◆ 情報提供等による飼い主支援

- 苦情要因分析・自主管理の促進
- 業態の多様化に対応した指導
- ICT活用・機動的監視体制の確立
- 実効性の検証を踏まえた体制強化  
(狂犬病発生時訓練等による検証)
- 身近な健康危機への適切な対処  
(獣医師会・大学等と連携した調査等)
- 事業者と連携した飼い主への啓発
- 災害時のボランティアとの協働拡大

事業者指導・情報発信  
(監視指導の拠点施設)

広域的・集中的監視指導  
(監視指導の拠点施設)

調査研究・情報発信  
(危機管理の基幹施設)

広域調整・人材育成  
(危機管理の基幹施設)

監視指導

- ◆ 苦情に繋がる要因の事業者への周知、自主的管理の促進
- ◆ 業態の多様化への対応
- ◆ 効率的、集中的監視の実施体制

危機管理

- ◆ 訓練実施による実効性検証等
- ◆ 動物由来感染症に係る普及啓発
- ◆ 災害時対応の具体イメージの浸透
- ◆ 災害時のボランティア活動

◎ 分析を踏まえた取組の方向性に沿って、動物愛護相談センターを中心に施策を推進し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図る。

# 参 考 资 料

## 東京都保健医療計画とは

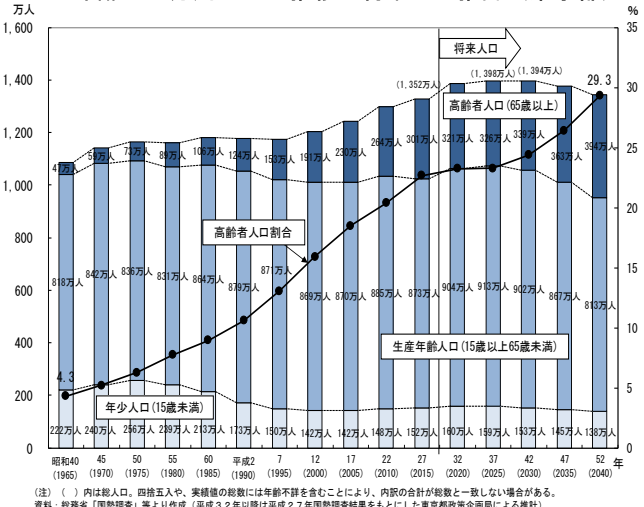
医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含む、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画

## 計画期間

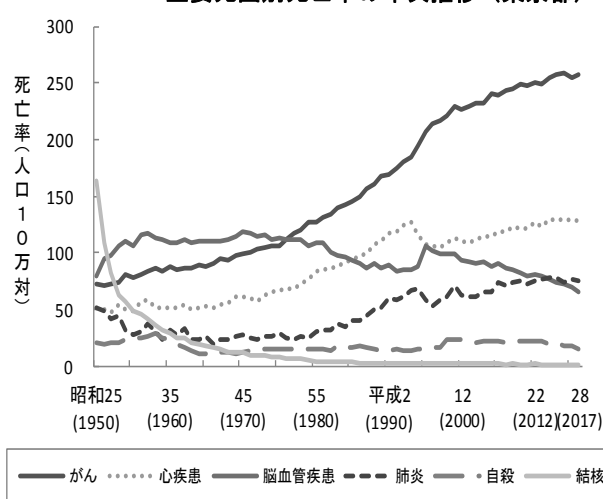
平成30年度から平成35年度までの6年間（計画期間中であっても必要に応じて見直し。）

## 都の保健医療を取り巻く状況

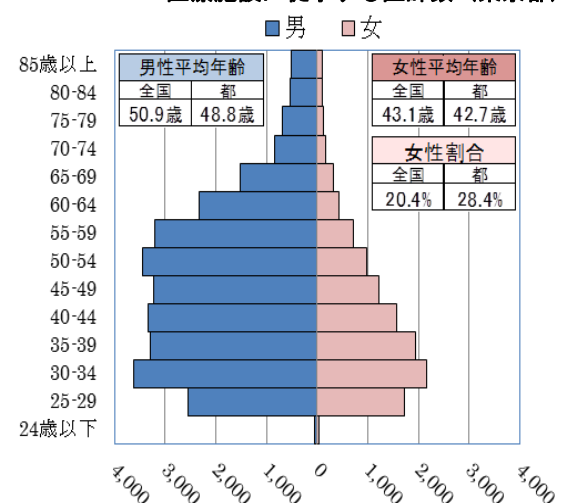
年齢3区分別人口の推移と将来人口推計（東京都）



主要死因別死亡率の年次推移（東京都）



医療施設に従事する医師数（東京都）



- 超高齢者社会を迎え、医療・介護サービスの需要が増大しても、質の高いサービスを提供
- 少子化が進む中であっても、安心して子供を産み育てることができる環境づくり
- 医療・介護人材が、出産や育児、定年退職等のライフステージに応じて働き続けられる環境づくり

## 東京の将来の医療～グランドデザイン～

＜4つの基本目標＞

- I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展
- II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
- III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
- IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」



## 第1部 保健医療福祉施策の充実に向けて

- 第1章 計画の考え方
- 第2章 保健医療の変遷
- 第3章 東京の保健医療をめぐる現状
- 第4章 東京の将来の医療（地域医療構想）
- 第5章 保健医療圏と基準病床数
- 第6章 計画の推進体制

## 第2部 計画の進め方

### 第1章 健康づくりと保健医療体制の充実

- 第1節 都民の視点に立った医療情報
- 第2節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上
- 第3節 生涯を通じた健康づくりの推進
- 第4節 切れ目のない保健医療体制の推進
- 第5節 歯科保健医療
- 第6節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策
- 第7節 医療安全の確保等
- 第8節 医療費適正化

### 第2章 高齢者及び障害者施策の充実

- 第1節 高齢者保健福祉施策
- 第2節 障害者施策

### 第3章 健康危機管理体制の充実

- 第1節 健康危機管理の推進（総論）
- 第2節 感染症対策
  - 感染症医療体制の強化
  - 結核対策の強化
  - HIV／エイズ・性感染症対策の推進

### 第3節 医薬品等の安全確保

- 国際標準に対応した高度専門的な監視指導による医薬品等の安全確保
- 違反品の迅速な排除と適正使用推進による消費者の安全確保
- 多様な薬物乱用防止対策の推進

### 第4節 食品の安全確保

- 多様化する健康危機に対応した総合的な食品安全行政の推進
- 大規模食中毒対策の推進
- 食品衛生自主管理認証制度の普及
- 食品安全に関するリスクコミュニケーションの推進

### 第5節 アレルギー疾患対策

- 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進
- 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備
- 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり

### 第6節 環境保健対策

- 食事由来の化学物質等摂取量推計調査の実施
- 室内環境向上に向けた取組（シックハウス対策等）
- 大気汚染物質による健康影響に係る調査研究
- 環境中の放射線量等に関する情報提供

### 第7節 生活衛生対策

- 自主管理の推進
- 入浴施設等に対する監視指導の強化及び自主管理の徹底
- 特定建築物の監視指導の充実

### 第8節 動物愛護と管理

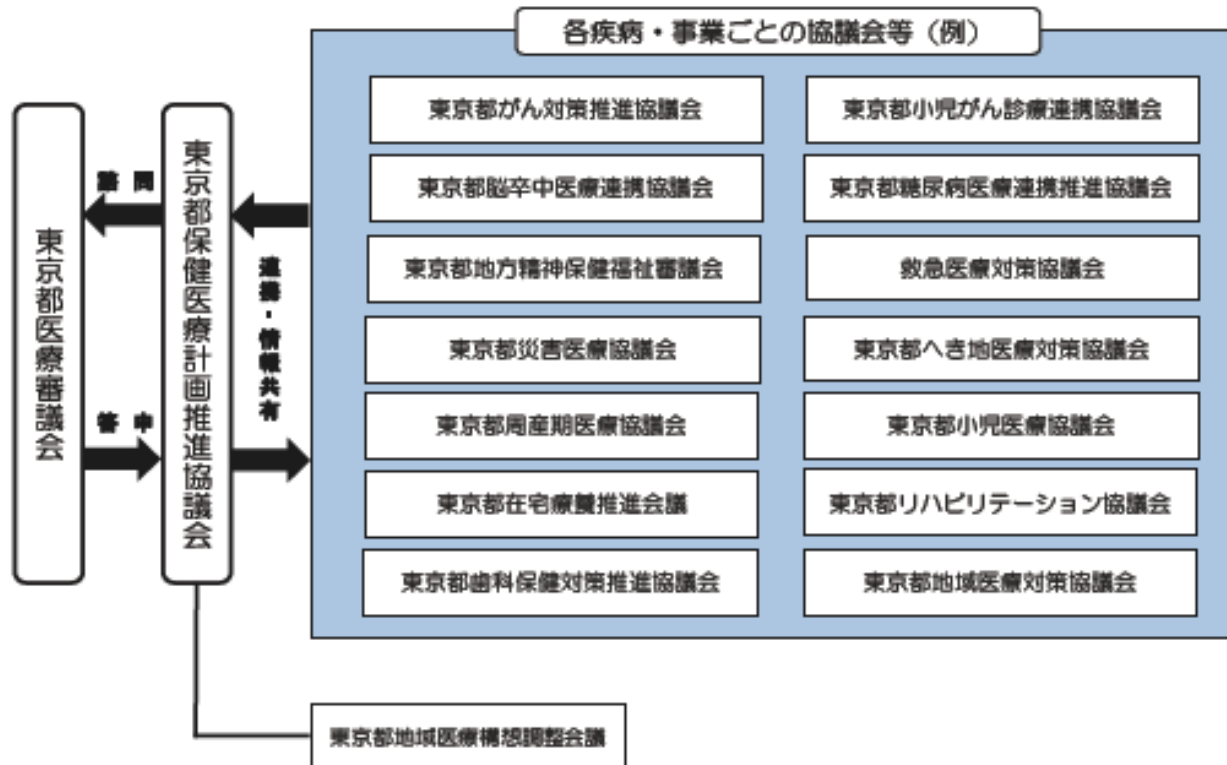
- 適正飼養・終生飼養の普及啓発
- 動物取扱業者における動物の適正な取扱いの推進
- 動物の殺処分ゼロに向けた取組の推進
- 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

## 第4章 計画の推進主体の役割

- 第1節 行政の果たすべき役割
- 第2節 医療提供施設の果たすべき役割等
- 第3節 保険者の果たすべき役割
- 第4節 都民の果たすべき役割

## 東京都保健医療計画の推進体制

- ◆ 地域における医療機能の分化と連携を促進するため、構想区域ごとに設置した「地域医療構想調整会議」を活用し、医療機関が相互に協力し合い、補い合うことで、各医療機関が持つ医療機能を十分発揮するように働きかける。
- ◆ 取組の実施状況は、医師や看護師等の医療を提供する立場の者や医療を受ける立場の者、学識経験者などで構成する「東京都保健医療計画推進協議会」等において、都全域で共有し、各疾病・事業の進捗状況と照らし合わせながら定期的に評価、見直しを行うなど、PDCAサイクルを効果的に機能させる。
- ◆ 医療を提供する体制の確保に関する重要事項については、「東京都医療審議会」において調査審議する。



# 食品安全施策の体系 — 東京都食品安全推進計画 —

(施策の柱)

＜施策の柱1＞  
国際規準を見据えた  
事業者による安全確保  
の推進

自主的衛生管理の推進  
事業者に対する技術的支援

＜施策の柱2＞  
情報収集や調査、  
監視指導等に基づく  
安全対策の推進

食の安全情報の収集・整理等  
生産から販売に至る監視指導  
食品表示の適正化推進  
緊急時の体制整備

＜施策の柱3＞  
世界への情報発信、  
関係者による相互理解  
と協力の推進

情報発信、意見交流等の推進  
教育・学習の推進  
都民及び事業者の意見の反映

＜施策の基盤＞  
安全を確保する  
施策の基盤づくり

調査研究・技術開発  
人材の育成  
区市町村、国等との連携等

(主な施策)

(注) 他局所管分を含む

- \* 東京エコ農産物認証制度の推進
- \* 食品衛生自主管理認証制度の推進
- \* 国際規準であるHACCP導入支援
- \* 食品衛生推進員制度の活用
- \* 農産物や家畜の安全対策の普及指導
- \* 事業者に対する講習会等の開催
- \* 家畜の病気や病害虫の発生状況の把握
- \* 食中毒の発生動向及び原因調査
- \* ダイオキシン類等微量化学物質の実態調査
- \* 食品安全情報評価委員会による分析・評価
- \* 条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の活用
- \* 農薬等の適正使用に関する監視指導・検査
- \* 広域流通食品に対する監視
- \* 輸入食品対策
- \* 「健康食品」対策
- \* 法令・条例に基づく適正表示の指導
- \* 消費生活調査員による調査
- \* 食品安全に関する健康危機管理体制の整備
- \* 食品中の放射性物質モニタリング検査等の  
食品安全情報の世界への発信
- \* 食品の安全に関するリスクコミュニケーション
- \* 総合的な食物アレルギー対策の推進
- \* 食品の安全に関する食育の推進
- \* 意見・要望を申し出る機会の確保
- \* 相談等への適切な対応

# 感染症施策の体系 — 東京都感染症予防計画 —

## 第1章 基本的な考え方

### 第1 対策に当たっての基本方針

### 第2 関係機関の役割及び都民や医師等の責務

## 第2章 各論

### 第1 発生前及び発生時の対策

(予防・まん延防止)

### 第2 医療提供体制の整備

(患者への医療提供)

### 第3 国・他縣市及び関係機関との連携協力の推進

### 第4 調査研究の推進及び人材の育成

### 第5 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供

### 第6 特に総合的に予防施策を推進すべき感染症対策

### 第7 その他の施策

- ◇ 総合的な予防対策・健康危機管理体制の確立  
(事前対応型の取組、発生時の迅速・的確な対応)
- ◇ 人権の尊重 (感染症患者の人権の尊重)
- ◇ 関係機関・都民等それぞれの役割・責務  
(保健所、医療従事者、都民等の担うべき責務)

- ◇ 早期発見のための取組・予防のための啓発等  
(発生届の確実実施、予防接種の重要性啓発等)
- ◇ 発生時における迅速な対応・まん延防止  
(動物・食品・環境部門、国・区市等との連携)

- ◇ 人権に配慮した、良質かつ適切な医療提供
- ◇ 感染症指定医療機関を核とした体制確保  
(エボラ出血熱、MERS等に対応可能な感染症指定医療機関の確保等)

- ◇ 検疫所、近隣自治体との連携体制確保  
(海外からの感染症侵入を見据えた連携の強化)
- ◇ 危機管理に資する調査研究・人材育成の推進
- ◇ 学校・職域などを通じた普及啓発、情報提供

- ◇ 近年の発生動向、疾病の特質に応じた対策  
(新型インフルエンザ、HIV/エイズ、性感染症、一類感染症、蚊媒介感染症、麻しん・風しん等)
- ◇ 災害時の対応、外国人への対応の充実強化  
(災害時対策の啓発、多言語での情報提供等)

(主な施策)

- ・感染症予防医療対策審議会
- ・感染症健康危機管理対策
- ・感染症対策強化事業  
(蚊媒介・一類感染症等)
- ・感染症発生動向調査
- ・感染症健康危機管理ネットワーク
- ・アジア感染症対策プロジェクト
- ・新型インフルエンザ対策
- ・救急搬送サーベイランス
- ・感染症診査協議会
- ・感染症指定病床運営費補助
- ・感染症医療費公費負担
- ・感染症入院患者移送
- ・予防接種健康被害救済措置
- ・予防接種御健康状況調査
- ・麻しん・風しん予防対策
- ・性感染症対策
- ・HIV／エイズ普及啓発
- ・HIV／エイズ相談・検査
- ・HIV／エイズ医療体制
- ・療養支援体制の整備
- ・エイズ専門家会議
- ・結核医療費助成
- ・結核患者の登録
- ・結核予防費補助
- ・結核健康診断
- ・結核対策特別促進事業
- ・結核地域医療ネットワーク
- ・ハンセン病対策